

午前 10 時 4 分 開議

議長（山内 馨君） おはようございます。ただいまから平成 8 年第 4 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 19 番 角谷英男君、21 番 南 良徳君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、泉南監報告第 12 号 例月現金出納検査結果報告から日程第 5、泉南監報告第 16 号 例月現金出納検査結果報告までの以上 4 件を一括議題といたします。

本 4 件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 北出寧啓君。

監査委員（北出寧啓君） おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、平成 8 年 7 月、8 月、9 月、10 月分の例月現金出納検査を執行しました結果を報告いたします。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 8 年 7 月分は 8 月 29 日に、平成 8 年 8 月分は 9 月 27 日に、黒須監査委員と上野前監査委員が検査を執行いたしました。平成 8 年 9 月分は 11 月 1 日に、黒須監査委員と上野監査委員職務執行者が検査を執行いたしました。平成 8 年 10 月分は 11 月 28 日に、黒須監査委員が検査を執行いたしました。これについては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合しましたところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたと認定いたします。

以上、甚だ簡単ですが、検査報告といたします。

そして、11 月 1 日、監査委員職務執行者上野前監査委員に出納検査をお願いいたしましたのは、当初黒須代表監査委員 1 名で例月出納検査を行う予定でしたが、黒須代表監査委員に前日急用ができ、日程的にも後日に延期することが困難でありましたので、やむなく地方自治法第 197 条の規定により上野前監査委員に急遽監査委員職務執行者ということで例月出納検査をお願いしたものであります。なお、黒須代表監査委員も

当日何とか日程を調整され出席されましたので、2名出席という結果になったものです。

以上、報告をさせていただきます。以上でございます。

議長（山内 馨君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 今、報告いただいた北出監査委員は、2回目の就任ということで、大変世論のいろんな注目をされとる中での監査委員の就任、大変御苦労さんと思いますが、ひとつぜひ議会の代表ということに立って、市民にわかる監査をぜひしていただいて、報告もぜひお願いしたいと思えます。

そういう中で、今いろんな照合をして間違いがないというだけの簡単な説明であったわけですが、これでは市民が聞いておっても我々が聞いておっても中身は全くわからない。いわゆる信用しなければならないという、そういうレベルだと思うんですが、そういうことではもう許されない。やはり中身をきちっとわかるような内容をもって、こういうことだから間違いがないという議会選出の監査報告を今後求められるんじゃないかなど。社会的にですね。そういう点で、もう少し中身のある報告をいただきたい。

それから、泉南市の食糧費、ビール券不正使用裁判がようやく確定をして、これが全国に大きな影響を与え、行政にも一定の基準をきちっと明確にした、そういうことが1つ言えると思うんですが、その中で、判決の中でも注目されるのは、これまで市民の側が違法であることの立証をする責任があるみたいなことで判決がずうっと流れてきたんですが、ようやく使った側が違法でない立証する責任があるということが大変判決の大きな意味だと思うんですね。そら、市民から見れば当然のことでありまして、使った覚えもないような市民が証明することはまずできないわけですから、そういう点では泉南市の明細を社会的に公表したという意味は大変大きかったと思うんですが、公表されてみますと、とてもあれがいいということが言えないということが判決につながったと思うんですが、そういう点では監査請求を行ってのこの裁判でございますから、監査のあり方も当然この判決をもって問い直されなければならないと思うのですが、この判決の意味を監査としてはどのように受けとめておるのか、ぜひ御報告をいただきたい。

それから、監査のあり方ですが、職員が監査事務局になって、また異動でもとの行政に戻っていくというシステムでは、果たして監査という独立した機関が維持できるのかということが大変私心配であります。そういう点で新しく就任した北出監査委員にその辺のこともひとつ——果たして独立した監査ができる環境、状況にあるのかということもひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、帳簿を見て間違いがないという報告があったのですが、監査の8年度10月末現在の収支計算書というのが出ておるわけなんです。一時運用が14億ですか、14億一時運用をしとるのですが、ここの中身を少し御報告をいただきたい。どういう形でこの14億を調達してるのか。それがもう少し我々がわかる説明をいただきたい。

それから、もうほとんど年度がしまいにきておる段階で、税外収入というのが大変納入が少ない。これも予算執行上、私は大変問題ではないかなと思うのですが、むしろ税の納入は率が高いわけなんです。恐らく国からのお金とか府からのお金とか、いわゆる公的な収入が今の段階で大変少ないというのは一体どういうことなのか、その辺もひとつ御報告をいただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 北出監査委員。

監査委員（北出寧啓君） 小山議員から4点にわたって質問をいただきましたけれども、当面私で答えられる範囲で答えさせていただきます。

まず第1に、今回の交際費、食糧費の問題についてどのように考えるかということだと思いますが、それと監査委員がどの程度そこにメスを入れられるかといったそういう問題になってくると思うんですけれども、これを多少歴史的にさかのぼって考えますと、昭和24年1月26日には、判例として議会または住民の直接請求による場合は、交際費の監査をすることはできるが、結果の公表に当たっては、費目の性質上、適当な配慮が必要であると、そういうふうに記述されております。判例については、余りございません。

次に、地方自治法199条において、監査委員の職能といたしまして、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営にかかわる事業の管理を監査するというのが1つと、あとその後平成3年4月2日に、普通地方公共団体の事務に関しまして、あるいは市長の事

務、あるいは委員の権限に属する事務、簡単に言いますと、行政監査に対する権能が監査委員に付与されました。これが地方自治法上の一連の経緯でございます。

それで、交際費、食糧費等に関しましては、近年の大阪府の関係を申しますと、大阪府知事の交際費に関する判決が平成8年6月26日に、相手氏名以外の内容は原則公開すべきだというふうに踏み込んだ判決を出しております。それは、旧来よりもより公開の枠組みを広げているというふうに判断できると思います。

これ以前に情報公開は、大阪においては1980年代に歴史的経緯といたしまして、公開条例を広げようという市民運動の中で、大阪府でも訴訟に持ち込まれまして、大阪の場合は一審、二審とも全面公開であると。一方、同じ時期に栃木県では、全面非公開であるというふうに異なった判例が示されております。

その中で、最高裁判決がこれらの諸判決を統合する形で、交際の相手氏名が識別するものは原則非公開であると。その理由としまして、事務の執行に支障を来すおそれがあるからという、そのような理由がつけられております。

それを踏まえまして、この大阪府知事の交際に関する判決は、最高裁判決を踏まえながら相当幅広い範囲の公開を命じております。つまり、プライバシーの侵害しないものという範囲において、参加者の目に触れる場所に置かれる生花とか供花とかシキビなどを考えております。

簡単に公開すべき品目としてつけ加えますと、官庁関係団体、社団法人などの会費、あるいは国会議員、政界関係者、後援会の会合への祝い金、あるいは団体への祝い金ということが具体的に羅列されております。ただし、これは行政事務執行上支障が出たり、プライバシーを侵害するおそれがあるとの観点から氏名は公開しないということになっております。

それを踏まえまして、これが一連の大阪府内における裁判経過でございます。そして、この間の大阪高裁での判決でございますけれども、食糧費については地方自治法施行規則第15条2項別記に定める予算科目、需用費の中の食糧費から支出される経費であるというふうに規定しております。つまり行政事務の執行上、直接的に費消される経費であるとなっております。具体的に申しますと、会議用、式日用または接待用の茶菓子、弁当、

病院等の患者の食糧、保育所等の賄い料、非常搬出賄いなどがこれに含まれております。

この点で食糧費というのは、外部折衝費である交際費とは異なると。そして、社会通念上相当な範囲のものであると。通念上相当な範囲というのは、これから監査していく上で、監査委員並びに市民の良識という枠組みで判断していきたいと思いますが、この食糧費というのは、通常接待と呼ばれ支出することを目的としたものではありません。しかし、条件がありまして、会合への出席及び情報、助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて、食糧費というふうにはふさわしい節度のある会食なら食糧費に該当するというふうな判断も示されております。

しかし、ここにまた条件が加えられてありまして、広く住民の不信を招くおそれが強いものであって、こうした手法というものは厳にその乱用や安易な運用がないよう慎重な配慮が必要であるというふうには判断されております。そして、この場合6,000円という額が、幾ら多くともという附帯条件の上で記載されております。6,000円なら、そこまでいったら幾らでもいいんだということでは全くございません。

もう1つ問題というのは、節度を超える場合は特段の事情、支障を立証しない限り、違法な食糧費としてその賠償責任を免れないとなってしまうので、これまで市民オンブズマンの住民監査請求等については、オンブズマン自身が証拠を提出しなきゃならなかったわけですが、今回からは行政当局が逆にその正当性を立証、主張しなければいけないというふうには判断される形になっております。これは幅広い情報公開条例、全日本のほとんど都道府県では公開条例はほとんど確定されておりますけれども、設立されておりますけれども、こうした80年代から90年代に及ぶ情報公開、市民参加、そういう市民運動の流れの中で裁判判決が徐々に変わってきていると。だから旧来の監査請求も、例えば交際費の内容ということについては、収支の経理手続ということに限定されております。収支決算が照合すれば、それで一切問題はないという形に判断されておりましたけれども、今後は具体的な内容に立ち入って監査を執行していきたいと思っております。

そして、公開の問題に関しては、プライバシー等行政実務に支障のあることに対しては公開できないという判断はしなければならないと思っております

けれども、そうした枠組みの中で今後踏み込んだ食糧費、交際費に関する監査を行っていきたいと思います。

旧来、過去1年間を監査しておりませんが、今後の私の監査委員としての課題は、そういう形で踏み込んだ監査を行っていきたいと。そして、一定の基準を設けていきたいと思います。それに伴って必要なことは、各市町村においても情報公開条例を策定すると、制定するということが不可欠の内容かと思います。

第2点といたしまして、監査事務局の職員については、配置転換がないという形で独立した機関として任用されることが一番いいかもしれませんが、実際の運営上、一定の公務員が長期にわたって同じ業務を執行することにも逆に問題が起こってくると思いますので、現実の監査事務局職員の待遇については、非常に甚だ難しい問題があります。それは今後検討していかなくちゃならないと思います。私の一存では簡単に答えられませんので、これは市長の判断もお聞きしていただきたいと思います。

それから、一時運用14億円、あるいは税外収入が少ないということに関しましては、私自身監査をこれまで行っておりませんので、監査事務局からかわってお答えいただきたいと思います。

以上です。

議長（山内 馨君） 小西監査委員会事務局長。

監査委員会公平委員会事務局長（小西 優君） お答えします。

10月末の収支計算表の方で14億の一時借り入れの件ですけど、これにつきましては、国民健康保険事業特別会計から8億、下水道事業特別会計から6億のそれぞれ資金に、特別会計に不足が生じますので、一応年度末までの期間の一借ということで、会計の方からそういうふうに聞いております。

一借の日にちにつきましては、平成8年の9月の25日から平成9年の5月30日まで、8億につきましては、国民健康保険事業特別会計で大和銀行佐野支店から借ってるということです。それと、もう1つの6億につきましては、下水道事業特別会計の方で同じく大和銀行佐野支店から平成8年9月25日から平成9年の5月30日まで一借をしてるというふうに聞いております。

それと、小山議員さんが先ほど指摘されました、10月末なのに、年度

の中間になってるのに、税収入に比べて税外収入が少ないということなんですけど、それについては、どうしても国・府の国庫支出金とか府支出金、それから分担金、負担金、地方譲与税、地方交付税等は、年度末に集中する関係と聞いております。

以上です。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 大変異例に近い形で監査委員の方からきちっと説明いただいて、意見だけ申し上げて質問は終わりたいと思うんですが、事務局が独立した体制でやるのは、なかなか現実的には困難だという、それは私もよく理解できます。それだけに市民の代表である議会選出の監査委員の役割は重要だろうと思うので、その辺に立って、やっぱり議会の側に立った監査をぜひお願いをしておきたいと思います。

相手先の公表の問題にしても、やはり一般人はそういうことが私は該当すると思うんですが、公務で税金を使って何かそれをする場合の相手側はきちっと書いても、私は全然支障がないと思うので、やはり相手方と言った場合には、相手によってはきちっと市民が理解できるような報告を、監査をして市民の前に明らかにしていただきたい、そのことを意見として申し上げたいと思います。

それから、この裁判は、結果的には住民側が勝訴したわけなんですけど、監査を通っているという関係から、監査のあり方もやっぱり問われたと思うので、この裁判が単に制度上は公務員個人を問うということになっておりますけども、内容全体は泉南市の事務のあり方を問うと思うんですね。私も一般質問の中では申し上げましたけども、やはり府から出向しておるといって、泉南市は大阪府下でも一番出向者の多い自治体なんで、ああいう方が来られますと、特に空港関連になりますと、役職を超えた権限を持って動くという背景にあるわけで、そういう中で果たして市の公務員が自分の独自の与えられた権限に基づいてノーということが言えるのかという不安があるんですね。

そういう点では、最高責任者である市長は、そういう府からの出向者に対しての権限の問題については、やはり泉南市の生え抜きの職員がどうしてもチェックをしにくいという私は政治的背景があるように理解するんですよ。そういう点で、今回の裁判の結果をそういう点でもとらえて、職員

が職務上与えられた権限がちゃんと発揮できるようなことを環境的にも市長は特段の配慮をしないと、こういう問題はまた起こるのではないかなと思うので、その辺も監査の立場から、裁判のこういう結果に至った行政の背景をよく理解をしていただいて、ひとつ監査の方をよろしく願いたいと思います。

それから、今事務局の方からありましたが、国保の方は従来の赤字補てんで、次年度のお金を食い込むということでこういう数字が出るのはよくわかるんですが、下水道に関しては全くこれ、ほとんどが国・府からのお金の納入がおくれとるという問題で、6億の一時借入れをするわけですね。これはやはり監査だけの立場ではだめでしょうけども、監査からも特に行政当局に、やっぱり公的なお金が一般の人から入る税よりも少ないというのは問題ですから、やはり努力をしていただいて、こういう一時借入れがないような監査をぜひしてもらいたいと思うので、この一時借入れの行政当局に言うことの1つの決意みたいなことだけ、最後、北出委員に述べていただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 北出監査委員。

監査委員（北出寧啓君） 決意といいましても、今申し上げたような形で執行さしていただきたいと思います。今申された大阪府と泉南市との関係が政治的に背景にあるという……（小山広明君「一時借入れの件だけでいい」と呼ぶ）もう一度質問をお願いいたします。申しわけないです。

3番（小山広明君） 税外収入の一時借入れが大変少ないので、その件だけひとつ見解を述べていただきたい。

議長（山内 馨君） 教えてください。

監査委員（北出寧啓君） もう一度済みません、お願いします。雑音があったので。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 初めの監査のあれはもう私の意見で結構ですから、いわゆる一時借入れを下水の場合やとるわけですね、6億円。これはほとんど公的な収入を当てにしとる会計、財政だと思うので、これは当然国の方に行政当局が努力をして、一時借入れをしないでいいような努力をしてもらう必要があると思うんですね、これは。一時借入れをするということは、利子を払わないかんわけですから、そういう点でやっぱり監査

として、行政にはやはり1つの監査としての役目を果たしてもらいたい。
その件についての監査の見解というか、気持ちを述べていただければと思います。

議長（山内 馨君） 北出君、答弁してください。

監査委員（北出寧啓君） 確認いたします。その判断は、主に市長に属する判断と思います。一時借入れをやらなければならない状況というのは現実に発生しているから、現在の事業運営の中で不可避免的に起こっている事象だと思います。その辺について、私は具体的な言及はできません。市長にその辺の判断を示していただきたいと思います。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。

以上で監査報告4件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案のうち、平成7年度各会計決算認定17件を除く議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって本日これより上程予定の議案のうち、平成7年度各会計決算認定17件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、議案第1号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市公平委員会委員の選任につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市公平委員会委員であります上林良一氏は、平成8年12月25日をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市公平委員会委員として最適任者と認め、再任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により、

議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししていただいております。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえささせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3番（小山広明君） これは公務員の立場に労働者としての一定の制約があるという中で、こういう制度が設けられとると思うんですが、再任ということで、この委員のこれまでのお仕事をされてきた歩みみたいなことが簡単にあれば、特徴的に掲げていただきたい。

それから、この公務員が置かれている背景の中で、今の泉南市の公務員の立場なり待遇なり、そういうものはどういう背景にあるのかも、もし説明いただければ説明をお願いしたいと思います。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 御本人さんの活動状況といいますか、本市におきます公平委員会の開催状況でございますが、毎年12月の末ごろに職員団体の登録事項に変更があるために、毎年12月ごろに開催を予定してございます。本年も12月26日に予定しているところでございます。それ以外には、職員からの勤務条件に関します措置要求や不利益処分に対します不服の申し立てがあった場合に開催するわけでございまして、現在のところそういうような開催はしてございません。

以上です。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） この委員の役目というのは、公務員にとっては大変重要だと思いますし、こういうことが十分に制度として活用の実績がないというのは、不思議なんですね。そういう点で、やはりもう少しこの公平委員会というものの持つてくる意味なりがもっと有効に活用できるようなことを、委員としても私はする必要があると思うんですが、ほとんど今の報告では何もされておらないということなんですが、それは公務員としての人たちが十分満足しとるということは、私はないと思うんですけどね。

そういう点で、この委員会が十分に機能するために、私はそういう努力

なり働きが少ないのではないかなという感じを持つんですが、そういうことではないんでしょうか。私はそういう感じを持つんですが。これは今3人置かれておるんですが、ほかの2人の委員も、できたらだれが就任されておるのかも御報告いただければと思います。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） その他の委員さんといたしましては、山本慶一さん並びに唐治谷奈良子さんのお2人でございます。

それと、いろんな不服の申し立てがないのかどうなのかと、そういうふうな状況がないのかどうなのかということでございますけれども、やはり日常一般の職員も含めまして、そういうことがないように、いわゆる不公平感というんですかね、そういうことがないように対応していくのが私どもの全般的な役割と申しますか、それが人事の役割だと思っておりますし、努めてそういうことがないようにこれからも努力してまいりたいと思っております。

議長（山内 馨君） ほかにございせんか。（小山広明君「議長、最後で結構です」と呼ぶ）——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——小山君。

3番（小山広明君） 議案第1号に賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。私の質疑中に、今質問の手を挙げとるのに当てなかったことは、大変残念であります。

私は、最後に言おうと思ったわけですが、やっぱり女性の立場が大変公平でないということは明らかでありますね。そういう点で、やはり女性の委員を加えるべきではないかなと。3人のうち2人加えてもいいんじゃないかなと、そういうことを思います。そういうことを1つ言いたかったんですが、当てていただけなかったのも、意見として申し上げて、従来やっておりますから、反対をしてもいいんですが、一応今回はそういう意見を付して賛成をさせていただきたいと思っております。

議長（山内 馨君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第2号 あらたに生じた土地の確認について及び日程第8、議案第3号 町の区域の変更についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第2号、あらたに生じた土地の確認について、及び議案第3号、町の区域の変更についての概要を説明申し上げます。

議案第2号につきましては、公有水面埋め立てによりまして、市域内に新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

その場所は、議案書の7ページに資料を添付いたしておりますが、本市岡田1962番2から男里1476番までの地先公有水面でございまして、面積は5万6,529.65平方メートルでございます。今回確認の土地は、平成8年7月30日竣工、認可いたしましたりんくうタウン南5の2区の土地でございまして、今回の確認によりまして、りんくうタウンの土地の確認率は100%に、市域面積は47.29平方キロメートルから47.34平方キロメートルになるものでございます。

また、議案第3号につきましては、議案第2号の土地の編入に伴いまして、りんくう南浜の町の区域変更が生じますため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。町名はりんくう南浜、編入区域は泉南市りんくう南浜3番地先でございます。編入のりんくう南浜の面積は、117万6,616.86平方メートルとなるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどをお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

3 番（小山広明君） 質疑が自動的に 2 回でぶちっと切られるので大変不満なんですけどね。今までそんなことなかったわけですから、その辺は議長、今までの歴史を大事にしてもらいたいと思います。

これで 100%埋め立てが完了したという報告が以前にあったわけなんですけど、これで改めてこの大事な海岸線を埋め立てて終わるわけなんですけど、目的どおり十分機能というか、利用されておられませんね。そういう点で、そういうことも含めてこの埋め立ての是非の総括を行政はどうされておるのか。

それから、地方自治法の 9 条 5 によりますと、市町村の中にそういう区域ができれば認定をするということなんですけど、これは法律の条文だけ読めば、市が至って主体的に認定できる制度ですね。これまでどんどん細切れにこういう議案が何回も出てくると。これだけでも経費がかかるわけですから、なぜそういうような複雑なことがされてきたのかということも、理由があれば御説明をいただきたいと思います。

それから、私たちは余り知らなかったんですが、泉南市から空港関連での土砂取りがないと思ったんですが、8 万立米を超える土砂が取られておったということが言われておるんですが、一体それはこの前島というんですか、りんくうタウンの中に使用されたものなのか、空港島にされたものなのか、この辺もできれば最後ですから説明をしておいていただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） 今回でりんくうタウンの埋め立て、泉南区域が一応全部終わるわけなんですけど、総括的にどうだということですが、当初の目的につきましては、空港の支援とそれから公害の環境改善という目的を持って埋め立てがなされたわけなんですけど、現在の状況を見ますと、所期の目的に十分合致したような形になってないという批判は、一定容認せざるを得ないという状況下にあると思います。

しかしながら、その所期の目的について、これを生かしていくということが泉南市にとっても発展につながるわけですので、分譲の促進等今後とも事業施行者と十分協議しながら、推進を図っていきたいという立場でございます。

それから、土砂の関係でございますが、1 期においての、これは土砂で

ございませんで、雑石というような表現を使っておりますけれども、空港の10年史等でもう既に公表されておりますけれども、泉南市域において採取をされております。空港の10年史でございますので、空港本島で御使用になられたものという理解をいたしております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 私、質問したことに答えてないので、やっぱり全部答えてからほかの人にってもらわんと、かなり今回の議長、厳しく議会整理されるような感じなんで、私、これ2回目じゃないんですよ。だから、ちゃんと質問には全部答えてくださいよ。

〔小山広明君「わからなかったらわからんで再質問するけどね」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 工区ごとに、竣工されるごとに、竣工認可ごとに土地の確定を行うということでございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） だから私、法律の条文を見て言っとるわけですから、竣工検査とかそういうことは余り関係ないでしょう。そういう土地があらわれたら、市町村としては新たに土地が生じたら議会にかけて認定をしていくということですから、特別竣工とは関係ないし、今の土地はもう前から陸になっとるわけですからね。もう二度と海の中に進まないということが確認できたら認定できるという制度ですから、もう少し事務の簡素化からいえば——これ何回出てきます、この議案は。そういう点では、もう少し市が主体的に法律にのっとって、きちっとした簡素な議会運営をやってもらいたいと思います。これは意見として申し上げておきます。

それから、今松村氏から言われたんですが、もう少し——泉南市のところから8万立方メートルといったらかなり多い量ですね。これ、当然今泉南市が土砂を泉南から取るようにというようなことを申し入れて、9月18日に一部ピーク時には取るという全く抽象的な、ほんとに取るのか取らないのかわからないような回答が来とるわけなんですけども、そうすると、この8万立米を取った後の跡地利用がちゃんと計画されてというんか、ちゃんとそういうことが考えられて泉南市はそのことに容認したのかどうか。

今の話だったら、泉南市は余りわからんうちに取られたと。多分空港島に埋められたんじゃないかというような答弁ですわね。そんな形で泉南市の近郊、恐らくこの泉南の山というのは、ほとんど近郊緑地保全地域ですから、当然泉南市の市長の公約からいってもかかわってくる問題ですよ。

そしたら、もう少しそういう空港10年史にちらっと載っとるというだけでしか知れない、もっとそういうことは議論して、採石場の問題にしても、やっぱり跡地をちゃんと緑に復元するというようなことがほとんど守られてない中で、どんどん山が削られていっとるわけでしょう。市長はやっぱり自分の市の、自分の行政に責任を持つ範囲でそういうことが行われているのに、我々議会の方にも市民の方にもきちっとした計画のないままに、市民から山を見れば大きな山肌がむき出しになっていくというような状態を、もう少し市長は政治家としてちゃんとやってもらわないと、心配ですよ、これは。少なくとも1年1年更新していくわけでしょう。そしたら、前年度の方は少なくとももとの状態に復元したことを確認してから次の許可をするというのは、当たり前じゃないですか。地元市長としても、大阪府が許可する段階に市長の意思を無視してできないでしょう、それは。市長はちゃんとそのことについては意見をきちっと言って、市民の理解ができるような行政執行をしてもらいたいと思うんですね。

最後、市長に答えてもらいたいと思うんですが、こういう泉南の山がそういう形で何か民間というような立場で削られていくというのは大変問題なんで、市長はこの山についてどう考えとるのか。空港島について、また土砂を取ってくれということを要望しとるようではありますが、跡地利用も何にも示されないまま、とにかく取れとしか市民には見えない。我々にもそういう形でしか見えないというのは大変残念なんで、市長からその辺についても最後答弁をしてもらいたいと思います。切られるまでに自分で終わっておきますが、これで私の質問は終わっておきますけどね。（「答えはもらえ」と呼ぶ者あり）答えはもらいますよ。私は再質問しない。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1期の雑石というか採石系ですね——調達というのは、その土砂じゃなくて、既存の採石場等から調達されたものと。これはいろんな工事発注の中での話と聞いております。

それから、山に対する考え方でございますけども、採石のことかなとい

うふうに思いますけれども、これは前にも一時議論あったと思いますけれども、いろんな法以前の、相当以前から石の採取がされておるということでございまして、一応継続という形になっておりますが、いずれこの問題については、どういうふうに終結していくかという問題に入ってくるかというふうに思っております。したがって、今後はいろんな関係者とも十分協議をしながら考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 今回でこのりんくうタウンの泉南市域における埋め立てが完了するというところでありますが、特にこの沿岸に一番接した点が最後になった点は、これまで一定運河のように使われておって、そして特に樽井、岡田地域の低地帯の浸水対策ですね、これへの配慮からここが一番おくれてきたわけなんです、これで全部埋め立てが完了と同時に、そのための施策ですね、やられておるというふうに思うんですが、たしか私、ことしの夏前もこの海へ流入するところで相当ごみに類するもの、流木を含めていろいろですね。それから、たまって悪臭が出るとか、そういうことを関係機関の方にも要請をしましたけれども、なかなか長いことそのことについての手当てがされずに放置されておったんですが、その後の雨でまた流れたりとかいろいろしましたけども、最終的に、最近大きな雨がまあまあ少ないんで、いわゆる事件は起こっておりませんけれども、これで低地帯の浸水対策に対する心配は起こらないのかどうかですね、今回のこれで。その点がちゃんと確保されての竣工なのかどうかですね。その点、まず第1点お聞きしておきたいというふうに思います。

もちろん今言いましたごみやなんかの流入が、そういう問題が起こった場合、即座にその撤去ができるんかどうかなさうね。そういう体制を含めてきちっと対応できるんかどうかなさうね。

それからもう一つは、これが完成すると、あと次、堤防敷の撤去ということが具体的な課題に上がってくると思うんですが、このことについての具体的なその対応はどういうふうにされるのかさうね。その点を含めてちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問のうち、泉南市内の低地帯の浸水対策について、私の方から御答弁申し上げます。

りんくうタウンの埋め立てに関しては、私ども泉南市の低地帯の浸水排除を目的に、昭和63年度より事業を実施中でございます。現在では樽井雨水幹線ができ上がっておりまして、浸水対策についてはかなり進んでおるわけですが、今なお各事業におきましては遅延しておりまして、現時点でもりんくうタウン内には約1,800メートル程度の仮排水路を設けてございます。これにつきましては、私ども企業局とも協議を行いつつ、早急に事業の完成をしていきたいということで鋭意努力はいたしておりますが、現時点の計画では、平成11年度末にすべて完了する予定になってございます。

また、男里幹線等につきましては、現在樽井5号踏切の重要な工事を行っておりまして、それが完成いたしますと、男里地域の低地帯の浸水も解除されるのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） 防潮堤の撤去工事等の見通しでございますが、ただいま下水道部長が答えましたように、全体としましては11年度までの雨水対策等がありますので、最終的には12年度までかかると。すべての撤去工事ですね。撤去後については、周回道路なり緑地帯というような整備ということが予定をされておりますので、撤去できる範囲から順次撤去をしていって、全体として既成の市街地とりんくうタウンとの実質的な意味の市域の編入というような形に施行をもっていくと、こういう予定になっております。よろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 男里とか樽井とか、幹線がつくられていることはわかっているんですが、それは上の方からの排水ですね。もう1つ私の特に聞きたいのは、今も堤防敷のすぐ海側にあった運河を、それ自身を使っていたいわけゆる低地帯そのものなんですね。男里浜から岡田にかけてのそれらの水路の水が十分にはけるように整備を完成されているのかどうか。

先ほど言いましたように、ことしの夏前に大分暖かくなってきて出入り口のところでたまに臭くなるといった問題があったので、その整備をお願いしたんですが、なかなか実際できなかった。住民の皆さんにも迷惑をかけたわけですが、そういう問題がこれから流れが悪くなって続くの

であれば、これは問題ですし、そういう点でこれらがちゃんとできるようになっているのかどうかですね。それなしに埋め立てが完成してしまうと、これはきょうは完成したということで提案されてるわけですが、これはそのままにして完成してしまうと、これはおかしな話なんで、その辺の対応策は一体どうなのか。そこを特にお聞きしたいという点が1点です。

それから、これを認める——場所によっていわゆる売買するところと売買しないところ、今言ったところは大体売買しないところになるんですが、しかし、埋め立てがこうやってきょうのこの御提案の内容で確認することになりますと、市域の土地ということで確認することになると思うんですが、行政上、堤防敷地なんか全部撤去して、完成してから泉南市に移管されるということになるんですか。それまでは大阪府の土地ということであるんなら、今の浸水対策等にかかわる事業も、大阪府の土地にある間は大阪府には要求できますけども、泉南市に移管されてしまうようなことになってきたときには、後は泉南市が責任持たないかとなると、未完成のものを受け取るということになると問題になるんで、その辺との兼ね合いが、ちょっと状況全体がわかりませんから心配なんですけど、その点心配はないのかどうかですね。大阪府の事業として進められていくことについて、きちっと最後まで完成させてからそういうことについてのチェックはどうか、きちっとやれる体制になっているのかどうかですね。それも含めてお願いしたいと思います。

撤去について、いつから、どこから可能だという、大体どういう方向でやろうというふうに話が進んでおるのか。その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の再度の御質問に御答弁申し上げます。

まず、泉南市内を流れております中小排水路からりんくうタウンの本管への接続点の維持管理等はどうかという御質問だったと思いますが、現在では中部ポンプ場は既に稼働いたしておりまして、一部の中小排水路から中部ポンプ場の方でくみ上げを行っておるところでございます。

議員御指摘のとおり、中小排水路につきましては、たくさんの廃棄物と申しましょか、ごみが雨が降るごとに流れつくわけでございますが、私ども下水道部の整備課といたしましても、毎週一度遮集管の入り口といい

ましようか、取り込み口につきましては、清掃等の点検に行っておるとい
うのが実情でございます。

それで、林議員御指摘のように、現時点では完璧ではないのじゃないか
という御質問でございますが、これらにつきましては、今後企業局とも十
分協議をし、できるだけそのようなことのないように私の方で対処してい
きたいと、このように考えておるところでございます。

申しわけございません。それと、下水道本管の移管の時期でございます
が、現時点で府道、また市道認定されております道路敷に埋設されてお
ります雨水管渠及び污水管渠につきましては、随時移管をされてきてお
るということでございまして、最終的には先ほど言いましたように平成11年
の末になるのじゃなかろうかと、このように考えておるところございま
す。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） お答えをいたします。

まず、府がどこまで責任を持つのかという視点だろうと思いますが、ま
ず防潮堤がついておる周辺については、分譲そのものを手控えておるとい
うのが実情でございます。その理由といたしましては、防潮堤が最終的に
撤去工事にかかる際にも事業者が張りついているということでは、撤去工
事そのものが非常に困難であろうというところから、分譲の手控えがなさ
れております。したがって、撤去をした後に分譲がされるということ
でございますので、最終的に府の方が最後まで責任を持つということにな
ろうかと思えます。

それから、いつから、どこからという点でございますが、この点につき
ましては、防潮堤の撤去手法としまして、チェーンソーで切ったりとか、つ
かんで1つずつちぎり崩していくというようないろいろな手法がございます。
手法についてまず検討をした後、現実には防潮堤の市街地等の間はかなり
接近した住居が張りついているというようなところから、地元の方との十
分な説明、合意、工事にこういう形でかかりたいというような説明等を十
分御同意を得た上で施工にかかっていくということでございまして、ここ
からやりましようというようなそういう具体の計画そのものは、まだでき
上がっていないというのが実情でございます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。

〔林 治君「ちょっと議長、答弁まだしてない」という呼ぶ〕

議長（山内 馨君） じゃ、林君、答弁漏れの箇所を指摘してください。

14番（林 治君） 市長、さっきうなずいてたでしょう。埋め立てが全体として完成したということで、恐らく市域について、市域に入るところですね、分譲地以外のところですね。こういうことで埋め立ての全部の確認が済んでいるとか、工事で済んでいるというふうになれば、それだけに大阪府から売却しないところの泉南市への移管というんですか、そういう問題が起こってきたときに、特に低地帯の浸水対策に必要な水路だとかそういうものが全部完成していないと、今りんくうタウン内で仮排水路というような話も、1,800メートルあるとかいう話がありましたから、地図上で今それはどこにあるのかよくわかりませんが、そういう点でできたらお示しも願いたいと思うんですが、そういったことについて、全体としてチェックですね、どういうふうにするようになってるんかですね。その点をちょっとお尋ねをしたいということでしておったんですが、その点ひとつ御答弁いただけてないので、お答えいただきたいというように思います。

それと、接続部について白谷部長の方から、できるだけチェックということですが、ごみが流入すると、ごみというものの中には雑木というんですか、比較的大きいものですね。それから土砂ですね。それが水路というふうに——今までいわゆる川のようなもんであれば、また簡単に掃除もできますが、受ける運河のかわりになっているパイプの口径、これはどの程度の口径が今入ってるんか、それもちょっとお答えいただきたいんですが、この口径との関係で、実際後の入ったものを撤去できるようなことになってるんかどうかですね。

それが移管されてから後、大変なことになってくると、まあ行革だ、行革だと必要なところに人を配置することが大事なんですけども、行革の名前で今やってるように、何もかも一律に切るとかいうようなことを予算上もやられてきてますから、そうなってくると、市民へのほんとのサービスができなくなりますから、そういう点心配してるんですよ。そのパイプがどういう大きさの口径のものがはめられておって、あとの清掃等がどういうふうにできるのか。長いパイプの中のことですから大変心配してるんですが、そういう点どうでしょうか。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 林議員から、このりんくうタウンの埋立地につきましての引き継ぎの問題についての御質問があったわけですが、これは今回こういう形で市域という形には入れております。これは埋め立てが終わりまして竣工したということで市の区域に編入するわけでございますけれども、引き継ぎの方はまた別でございますので、分譲地は当然これはもう企業局の方で今後分譲していくと。それから、それ以外の公共的な関連施設等につきましては、当然府の方で責任を持って施工していただいて、確認の上、順次引き継いでいくという形になろうかと思っておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問のうち、りんくうタウン内の雨水管渠の中に堆積物等のものがたまるのではないかと、このような質問であったと思いますが、まず管渠から御説明申し上げますと、最小が60センチ、いわゆる中小排水路からの取り入れ口のあたりが60センチでございます。最大が2メートル、このような管渠が埋設されております。

それと、雨水管渠につきましては、それぞれの時点でマンホールを設置しておりますして、私ども維持管理のための点検孔を設けてございます。現在、私どもでマンホールを点検しますと、それほどごみがたまっていないというのが実情でございます。

ただ、中部ポンプ場で現在稼働いたしておりますが、これにつきましては、最終的なところで砂、ごみ等がかなり堆積いたしますので、その都度撤去しているというのが管理上の現状でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） りんくうタウンとの接続点あたりですね。特に、御指摘ありました低地帯の中小排水路が流れ込んでおる付近につきましては、先ほど下水道部長が御答弁申し上げましたように、まだ仮排水路等をつくりまして工事を続行いたしております。

したがって、埋免竣工はいたしますけれども、そういう公共施設の引き取りというのは、当然それが完成し、そして双方確認した中で順次進めていくということでございまして、したがって御心配をいただいております

付近の管理につきましては、企業局でやっていただいております。それらの工事が終わって接続がきちっとされて、そして機能がそういう形に置きかえられた時点で、双方確認した中で順次引き取っていくということですので、今のところ御指摘いただいた付近は、まだ工事中ということですので、企業局の責任分野ということですので。

〔林 治君「議長、議長」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） もう3回の質疑を許しているわけですが…（林治君「議長、大事なことですから」と呼ぶ）だからして、それは議長が裁量する問題ですから…（林 治君「裁量じゃない」と呼ぶ）いや、法律はそうなってますよ。（林 治君「法律じゃないですよ」と呼ぶ）じゃ、何で運営するんですか。（林 治君「今までやってきてますがな」と呼ぶ）だからして、あんたを認めないというわけではないんですけども…（林 治君「言うてる間に終わりますよ」と呼ぶ）だからして——私の言うことも聞きなさいよ。だからして、簡潔にお願いをしたいと。わかりますやろ、これやったら。（林 治君「はい、議長」と呼ぶ）林君。

14番（林 治君） 市民の日常生活にかかわる重大な問題なんでね、これでは男里浜、樽井、岡田地域が、これまで水がついたこともありますし、昨今では工事中の事故とはいえ、莫大な被害をここ3年ほど前に受けて、たしか産業建設常任委員会では、日曜日に事故があった翌日委員会を開いて、当時平島市長も大阪府にその責任を求めて、全額府の責任で弁償するという約束をさした。そのときは市長がたしか公室長でそこにおられて、そのこともわかってると思うんです。水の問題で事故があると大変ですから、私はそういう点で心配をしてこの質問を特に行っているつもりです。

大阪府との関係は、今非常に財政上厳しい、厳しいということが前に出しておりますから、厳しいからといってこのことがなおざりにされると、実際大変なんですね。そういう点で、私は今市長が最終的にお答えいただいたことで、中身としてはそれでいいと思うんですけども、特にこの点については、きちっとした対応をやっていただきたい。

それから、先ほど、あとこれから沿岸部で問題なのは、堤防の撤去です。これも撤去が始まると、何かコンクリートを挟んでつぶすというような話が今ありましたけども、これはどういう方法か、私も技術的にはわかりま

せんけども、聞いただけでは、これはまあえらいことやなということなんで、そういう点でいつごろからどこからそういう工事を始めるのか。工事の内容によっては、特に住宅の接近している岡田地域なんか——樽井も含めてですが、大変ですから、そうでないところの撤去ですね——とこから始めて、実際上どういう影響を与えるかということなんかを、比較的影響の少ないところから始めるようなことを考えてやってはどうかという提案も含めて、また要請もいたしたい、こういうふうに思っておるんですが。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に男里浜、樽井、岡田の非常に低地帯の浸水対策というのは、従来から私どもも、また林議員さんもそうでございますけども、議会の方でも大変議論があったところでございますし、より慎重にやっていく必要があるというふうに思っております。したがって、過去のそういう苦い経験も踏まえて、万全の体制をとって、その上できちっと双方がこれで安全だという確認の上で我々も引き取らないと、あとまた後年度負担が生じるということがあっては大変なことでございますから、その辺は十分慎重に対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、防潮堤の撤去につきましては、従来のコンプレッサーではつるという工法ではなくて、先ほど参与も言いましたけども、いろんな新しい方法が考えられておりまして、一部泉佐野地区の方でも採用されているわけでございますけども、そういう可能な限り無騒音、無振動、あるいはじんあい等の生じない工法でもって撤去を行っていくという方法でやることになっております。いろんな実験もしていただいております。

それで、泉南市の中では、先ほど言いましたそういう排水施設が十分整って心配がないというところから撤去していくことになろうかと思っておりますが、その際にはその工法の十分な説明、あるいは当然周辺の住民の皆様方に御説明をした上でやっていく必要があろうかと。

御指摘いただきましたように、最初やる場所は余り人家に影響のないところから、当然安心感を与えるという意味で、そのあたりからやってはどうかという御提案かというふうに思いますので、それはそういう考え方も当然あろうかというふうに思います。したがって、より慎重にこれも撤去作業を行うように、十分地域の皆さんの御理解を得た上でやりたいとい

うふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 会議規則に従って2回でやめます。

大変愚かな質問で僭越でございますけども、1点は、先ほど白谷下水道部長が御答弁いただいたんですが、中部下水に対して云々とおっしゃったんですが、現在泉南市から中部下水に汚水の供用をしている——何%中部下水道でお世話になっているのか、明確にしていきたい。これが1点です。

もう1点は、下水のことも大変大事なことでございますし、防潮堤の取り扱いについても大変重要な問題でございますから、それはそれなりにひとつ対処していただきたいと思えます。

私の防潮堤に対する取り扱いのことで聞いておりますのは、特に岡田浦の海岸地域は人口が密集しておるので、当時臨空の責任者の説明では、1メートル100万円ほどかかるんだと。電気のコミたいなので切るのも大変ですわという話も聞いておるんですが、その後その話はどうなってるのか、これが1点です。

それと、一番大切なのは、このように区域に編入して泉南市側の中でのいろんな事業を供用されるのも結構ですけども、私が一番思っているのは、道路交通網の整備をきちっとやらせないと、大変なことになるのではないかと。泉佐野のりんくうゲートタワービルあたりまでは、大体2車線、2車線で供用開始してるんですけども、樫井川から男里川の場合は、1車線を2つで使ってるというような感じですから、これも一体いつ、どの時期で完成させるように府と話ができておるのかどうか。これはやっぱり土地をつくった以上は、道路交通網の整備をすることがやっぱり何ととっても常識論ではなかろうかというように思うんですが、これらについての御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど私の答弁の中で、中部ポンプ場の稼働ということで御説明させていただきましたが、中部ポンプ場につきましては、市場岡田線の真下にある雨水の排水機場中部ポンプ場でございます、中部組合とはまた別のもの

のでございます。

それと、島原議員の中部組合に対して私どもの割合がどの程度かという御質問だったと思いますが、現在資料を持っておりませんので、詳しい数字は答えづらいんですが、私の記憶では、泉南市は1%未満、約0.4%ぐらいだったと記憶いたしておりますが。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） 防潮堤の撤去施工手法と申しますか、その点につきましては、撤去施工がどの場所でどのような施工方法がいいかということについて調査を企業局がしております。最終的にどういう施工方法がいいのかというのは、まだお聞きいたしておりませんが、その結果をお聞きした上で、また先ほど市長も申しましたように、人家に近いところなんかは、施工によっては人家の壁が落ちてくるとか、あるいはもともと堤防の横にも車をとめておられるような実態もございますし、その車の排除の手法とか、施工期間がどれぐらいかかるとかといった細かい点がございまして。そういった点を十分詰めた上で、撤去工事に入るべく調整をしてみたいと、かよう考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員さんの道路の整備の関係でございます。

現実には田尻町まで4車線で完成をいたしておりまして、泉南市の方のりんくうタウン側は片側2車線、それで供用いたしておるところでございます。現実には埋め立ても完成をいたしまして、片側部分の用地も企業局の方で確保しているという実情でございます。我々としても、できるだけ早いこと供用開始するように整備をしてほしいという要請も毎年行っております。

ただ、具体的にまだいつできるかという返事はいただいておりますけれども、現在りんくうタウンから樽井男里線までも片側2車線でございます。そこについては、下水道の埋設も急ピッチでやっておりますので、できましたらそれとあわせて早期に整備していただけるように、今後とも府に対して要請はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 失礼いたしました。先ほど田尻まで4車線と申し上げましたけれども、泉佐野まで4車線ということで訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 下水道関係ですけれども、この答弁あった中部ポンプ場というのは、例えば西信達の場合は、雨水はあそこで消化できないというような、私はそういう感覚を持ってるんですけども、じゃ、北のポンプ場はどうなるのかということになってきますんで、その中部ポンプ場の果たす機能範囲——部長さんは信達市場と、こうおっしゃったんですけども、じゃ、どこのエリアを中部ポンプ場で処理するんかと。じゃ、例えば今申し上げましたように、西信達の場合なんかはそこでできないとするなら、雨水とかそういうような処理はどないするのか。そのことも含めて御答弁をいただきたい。これが1点です。

もう1点は、道路交通網の整備の問題ですけれども、これ来年は国体もソフトボール男子の一部で男里のサザン何とかというところでやるんですが——ビーチいうたら浜の方やけども、グラウンドでやるようですけども、これはいつできるかわからんようなことを言うておっても、何千人も人が来るのにこのりんくう道路の処理がきちっと整理されてないということは、大変泉南市の道路交通網整備に対する信頼を欠くことになるんじゃないですか。もっと積極的に大阪府に言って、これは来年早々にでも完成するように、せっかく道路の幅員はとってるわけですから、何のためにおくれているのか、その原因究明をしてちゃんと整備さすようにやらす考えはあるのかどうか、お答えを願いたい。

以上です。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、中部ポンプ場の稼働範囲といたしましうか、流域範囲につきましては、基本的には低地帯の排除でございますして、これにつきましては男里、樽井、岡田浦、泉南市域のほとんどの地域の低地帯を流域区域と定めております。

また、岡田地域の抜本的な浸水対策といたしましては、私どもでは岡田

浦幹線を埋設いたしまして上部の雨水をカットしたいと、このような計画を持っておるところでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 当然、交通量も年々増加してまいっておりますから、早期に我々としても着工していただきたいという念願を持っております。ことしも泉佐野岩出線の知事要望のときも、市長とともに土木部長と面会をいたしまして、りんくうタウンの中の道路についても早期に4車線化してほしいという要望も行っております。

ただ、今のところ来年度早々に着工できるかどうかということについて確認いたしておりませんが、早期に着工できるように、我々としても今後とも引き続き要請はさせていただきたいというように思います。

議長（山内 馨君） ほかに。———松原君。

2番（松原義樹君） 林先生がかなりのことを言うていただいたから私あれなんですけど、樽井幹線は平成11年末に完成するというのを聞きました。その横の男里幹線の完成はいつになるんやろということ。その完成前後になるんですか、男里浜のポンプ場がきょう現在あると思います。あのポンプ場は、今まであそこにいわゆる防波堤があって、すぐ海やったからああいう状態の機能を果たせたんですけど、もしあれと同じような、例えば雨水の流れ込みとかいろいろなものがあつたときに、あのポンプ場で今現在の状態でいいのかどうか。かなり、2キロほど向こうへ行った——2キロというか、1キロぐらい向こうへ行ったところで暗渠の排水になつてははずですね、海岸のところでは。それについてこのままいけるかどうか。

それから、蟹田川とか藤の川が一緒になって合流して大里川になって、そして向こうへ流れてるはずですが、そのポンプ場の前へ。その汚れというのがものすごく目立つわけですね。そして、そのことによってしゅんせつをする予定はあるのか。そして、その水が今現在はポンプ場の前を流れてるんですけど、海岸の向こうまで真っ黒な状態でひつついて下水と言おうか、それも一緒になって流れてるように思います。

それで、そのものを雨水と工場用水を同時にきょう現在は排出されてますけど、それを工場用水は下水の方へいつ入れる予定か。雨水はそこへ行くかどうかかわからんですけど、男里の幹線の方で収容するとか、そういう

ことについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 松原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、樽井幹線の完成につきましては、今年度末をもちまして完了いたします。

次に、樽井男里幹線につきましては、現在工事中でございまして、一番難点でございました男里5号踏切を現在工事中でございますが、これにつきましては11年度の末に完成する予定でございます。

それで、11年度の末に完成いたしますと、御質問の大里川への流入水量がほとんどなくなるといいますと大変なことではございますが、まず私どもでは3分の1程度に減るのじゃなかろうかと、このように積算いたしております。

それで、現時点のポンプ場付近は、かなりの堆積物、またごみがたまっておるのじゃなかろうかという質問でございますが、これは例年しゅんせつを行っていく予定になってございます。

それと、男里川付近の工場排水の件でございますが、これにつきましては現時点で設計を見直す必要が出てきた問題等ございますので、まだしばらくの間、供用開始するまでにはいかないと、このように考えております。現在、私どもでルートの変更等を含めまして、早急に面整備にかかりたいと検討中でございますので、今しばらく時間をいただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 松原君。

2番（松原義樹君） 今、設計段階と言おうか、何か問題が出てきたから新しい何か設計をされてるわけですね。私、ちょっと聞いてたのは、その工場用水から出てくる水の量が多過ぎて市に払う金が多過ぎるから、それについて問題があるというような言い方を聞いて、色がああいう状態に来てるといように聞いとるんですけど、もうこれでいいですから、どうぞその点はどうなんですか。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 松原議員の再度の御質問でございますが、私ど

も当初、男里川沿いの堤防敷に管渠を埋設する予定でございました。それにつきまして、男里川の河川者でございます大阪府と再々協議をいたしてきたわけでございますが、河川敷への埋設はできないという結論に至った次第でございます。そのような観点から、再度ルート変更等を含めて私どもで現在協議をしているというところでございます。

以上でございます。

〔松原義樹君「もう1つあったんじゃないですか。お金が足らんからという……」と呼ぶ〕

下水道部長（白谷 弘君） （続）申しわけございません。もう1点、男里川付近の工場についての使用料等の問題もあるのではなかろうかという御質問でございましたが、実際工場の方からは、使用料の見直し等も検討していただきたいと、このような要望が上がっておることは確かでございます。現時点では、阪南各市の状況を検討いたしました。工場、いわゆる経営者側の意向に沿うような料金改定につきましては大変難しいのではなかろうかと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔松原義樹君「3回目になりますね」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） いや、いいですよ。松原君。

2番（松原義樹君） ということは、そこの工場自身の側にも立ったようなやり方で、まずあれをきれいにすることが先やと思うんですよ。そうして、だんだん、最初には半分ほどしかいただかないけど、5年後には1.1倍もらいますよ、そういう状態でもろしいかぐらいの話をしながら、料金体系とか何とかということも考えながら、やはりきれいにすることが先じゃないやろかというように思いますが、その点はどうですか。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 料金体系につきましては、現時点では私ども泉南市の条例に基づいていかに得ないかと、このように考えております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。北出君。

25番（北出寧啓君） 議長の運営に協力して二、三回でとめますので、簡潔にお答え願いたいと思います。

大里川の水門とさっきの堤防との関係ですね、今後どう処理されるのか。

それから、仮排水路の問題、コルゲート管のああいう形で水害が起こったわけですが、今後それがあそこに発生した場合に、現状での責任問題というのは、府に置かれるのか市に置かれるのか。

それと、土地の公有水面の、これで100%すべて終わったということなんですけれども、この堤防からの白地の部分の説明をちょっとしていただきたい。例えば、野鳥園とか防災拠点、堤防の反対側ですね。一部空白地があるので、これは例えば前回阪南市、泉南市の係争問題の処理の後、府を經由して市に移管されたとか、その辺の位置関係を若干説明していただきたいと思います。

それと、白谷部長、確認いたしますけれども、ちょっと問題はそれるかと思うんですけれども、大里川のしゅんせつは毎年やるということを確認しておりますし、去年やられたかやられなかったかというのはちょっと疑問なので、その点の確認と、それから下水道の、男里川がだめになって一応藤の川沿川は、私の質問で今年度内に12月までに設計を完了するというお答えをいただきましたので、その点ができているのかどうか。関連質問をちょっと越えてると思いますので、簡単で結構です。よろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 北出議員の御質問にお答え申し上げます。

大里川の水門より海側につきましては、現在企業局の方で工事中でございます。それで、先ほど市長も御答弁申し上げますが、現時点では企業局が工事中になっておりますので、大阪府の責任になろうかと思っております。今後すべてが完了いたしまして泉南市が引き継ぎますと泉南市の責任になると、このように考えております。

それと、もう1点の藤の川沿いの設計はどうなっておるのかという御質問だったと思いますが、現在設計業者に委託中でございます。

しゅんせつにつきましては、私今のところ記憶にございませんので、調べて後刻報告させていただきます。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 主に白地の部分の内容になると思うんですけれども、9ページになりますか、これの左側半分と申しますか、下に注釈で書いてございます南-3-2の工区の矢印がございしますが、その矢印

の先端部分にかかってございます白地部分のことだと思っんですけども、この部分ですね。その下側のずっと続いておるのがいわゆる防潮堤の線と、それと斜線で囲んでる部分、これが今回公有水面の埋め立てでもって埋め立てられておる区域ということで、その白地部分がいわゆる砂浜という今の空白地になっている部分でして、それと係争地と言われる部分ですが、それはその左側と申しますか、埋め立ての先端が防潮堤と接している部分、その部分から下側、この地図上でいきますと、2センチぐらいの下側までが例の係争地であったと言われているとこだと思います。

議長（山内 馨君） 北出君。

25番（北出 寧啓君） 確認にとどめますけれども、今の防災拠点と野鳥園のところが一応係争地であったということ。水面下に埋没しておりましたけれども、一応これは公有水面ではないという判断ですね。そういうことで理解さしていただいてよろしいですね。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井 通彦君） 従前から地番のあったところでございます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山 広明君） 議案2号に賛成の立場で討論をさせていただきたいと思っます。

もちろん、土地があらわれたわけでありまますから、法にのっとってそれを確認するという業務でありまますので、提案されている内容は至って単純ですから、反対する理由はありません。しかし、質疑の中で重大な関心を持たざるを得ない問題が出たことは、やはり指摘をしておかなければならないと思っます。つまり、行政の方が基本的には瀬戸内法等に禁止をされておる大切な自然海岸を埋め立てた問題に対して、所期のそのような理由、目的が果たせなかつたことは、認めざるを得ないというある意味で重大な発言があつたわけでありまます。

このようなことで、大事な海なり自然が破壊されていくとするならば、行政の責任は一体何なのかということをお問わざるを得ませんし、この敷地を認めた中でも、やはりそのことは問われる問題として行政は責任を持っ

て市民にも議会にもこたえていただきたいと思います。

それから、質疑の中で工場排水の問題で、大変汚している工場排水が企業側の要望でつなげないというニュアンスの答弁がありました。もしそういうことえ事実であれば、これは至って大変なことでもあります。一日も早く接続するというような姿勢が質疑の中で明らかにされなかったことは、大変残念であります。

また、市長の方から泉南の山間部が既得権という形で山が崩されていくという問題について、関係者と協議をして一定制限をしていくというようなニュアンスの発言があったことは、大変前進的な発言であると思います。今までのようなことであれば、既得権という状況の中で、泉南の山がすべてとられても仕方がないというような状況にあったと思いますので、この点は真剣に取り組んでいただきたいと思います。

そのようなこと、質疑の中の問題を指摘をして、この議案に対しては賛成をいたしますので、質疑のやりとりについては、責任を持って行政執行していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより本2件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。本件2件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

1時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時 3分 再開

議長（山内 馨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、議案第4号 平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第5号）につきまして御説明申し上げます。

平成8年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、15ページをお開き願います。歳入歳出にそれぞれ2億1,439万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ233億2,450万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。

30ページをお開き願います。議会費から始まる各項目ごとに人件費の補正をしておりますが、これは人事異動等による補正でございます。

次に、31ページの人事管理費の職員手当等のうち1億4,416万円につきましては、定年前早期退職予定者6名に対する退職手当でございます。

次に、32ページをお開き願います。企画広報費の需用費369万6,000円でございますが、これは広報紙の発行ページ数の増加等に伴い印刷費に不足が生じるため、不足額について補正をお願いするものでございます。

次に、36ページの賦課費の委託料352万2,000円でございますが、これは平成9年度の固定資産評価がえに伴い、本年1月1日現在の鑑定評価について、その後の地価の下落を反映させるため、時点修正等を加えるための経費でございます。

次に、39ページをお開き願います。訴訟費の報償費182万5,000円でございますが、これは構造物収去土地明け渡し請求控訴事件ほか1件に係る弁護士報酬でございます。

次に、42ページをお開き願います。保育所費の需用費97万9,000円、役務費84万7,000円、備品購入費35万円でございますが、これは病原性大腸菌O-157の対策として各保育所の衛生管理等の徹底のため、調理場へのエアコンの移設、職員に対する検便の実施、冷凍庫3台や消毒液の購入に伴う経費でございます。

次に、44ページの予防対策費180万2,000円でございますが、こ

れも保育所費と同様、病原性大腸菌O-157及びO-26の感染予防対策のため、市の施設での手洗い用消毒液の設置、啓発用チラシの各戸配布、希望者に対する無料検便検査の実施等に伴う経費でございます。

次に、49ページから50ページにかけての道路維持費600万円でございますが、りんくうタウン内の道路が本市に移管されることに伴い、電気使用料、道路補修費等道路施設の維持管理が必要となってくるための経費でございます。なお、この経費につきましては、府企業局負担金として歳入されることになっております。

次に、54ページの教育振興費の需用費63万円でございますが、これは各小学校における病原性大腸菌O-157対策として消毒用石けん液等の購入に伴う経費でございます。

なお、55ページに中学校のO-157対策経費として教育振興費の需用費で26万円を、また56ページに幼稚園分として教育振興費の需用費で35万円をそれぞれ計上させていただいておりますので、よろしく願います。

次に、58ページをお開き願います。図書館及びホール費の備品購入費350万円でございますが、これは本年度の図書購入につきましては、従来にも増して極力厳選の上購入してまいりましたが、今後限定出版物の購入やリクエスト予約件数の増加にこたえていくため、図書の購入が必要となってまいりますもので、補正をお願いするものでございます。

次に、59ページをお開き願います。返還金373万9,000円でございますが、これは開発協力寄附金を還付するものでございます。

お手数でございますが、23ページにお戻り願います。第2表で債務負担行為補正といたしまして、樽井駅前地区周辺再開発用地取得事業の変更をお願いしております。また、地方債の追加及び変更につきましては24ページから25ページにかけまして、歳入につきましては、27ページから29ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——和気君。

13番（和気 豊君） 31ページから順次何点かにわたって質問していき

たいと思いますが、まず人事管理費ですが、これは早期退職者といえますかね、こういうふうに言われたんですが、何人の分になるのかですね。それから、この退職された方、途中で退職されるわけですが、定年までいかれずに。その後の補充ですね。これだけの額ですからかなりの数になると思うんですが、その補充についてどういうふうに考えていかれるのか。

それから、ちょっとこれとの関連で、今議会は第4回定例議会でありますから、これまで人事管理でいわゆる残業等の問題で明らかに人員が不足していると、こういう部署への対応ですね。もう年度押し詰まってきてますから、このまま放置をされるといいますか、推移をして手をこまねいていかれるのか、それとも途中であるけれども、議会等の要請を入れて、その辺十分な対応をしていただけるのかどうか、その辺もお示しをいただきたいなど、こういうふうに思います。

それから、36ページですが、これも説明をいただきました委託料です。時点修正の問題ですが、この時点修正の目的について、もう少し突っ込んでお示しをいただきたいというふうに思うんです。96年、平成8年ですが、1月1日の鑑定は既にされているわけですが、改めて時点修正をされる。その辺の具体的な必要性ですね、こういうことについてもお示しをいただきたい。

それから、毎年4月1日には公示価格というのが新聞紙上に掲載されるわけですが、それとの兼ね合い、その辺もお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

それから、42ページの備品購入費ですが、保育所への冷凍庫3カ所というふうに言われたので、泉南市には7カ所の保育所があるわけですが、あとの4カ所についてはどうされるのか。もう既に設置されているのかどうか、あるいは今後の課題ということで対応されるのか、その辺もお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、48ページの商工費ですが、先ほどの人事管理費の質問とも関連をするんですが、ここで超勤手当というのが非常に突出して160万というのが出ているんですが、何か特別に理由があったのかどうか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから、54ページ、小学校の関係の需用費で医薬材料費等購入していかれるということで、0-157対策ですが、これも第4回定例会、最

後の議会ですから、ひとつ0-157というのは今年度に起こった大きな問題で、阪南9市、堺市で5,000人を超える被害が出たと。その辺で泉南市で管理マニュアル等も既にそれぞれの国の所管から出されています、厚生省、文部省ね。その辺に沿ってどういうふうに対応をされてきたのか。これは多分最後のいわゆる対応策だというふうに思うんですが、これで十分なのかどうかですね。その辺もお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、文化財保護費ですね。これで給料が200万なにがしか減額されているわけです。1人分人数を減らすんかなというふうな気もしながら見ておったんですが、ちょっと説明がなかったんで、これについてもお示しをいただきたいなと思います。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 人件費の人事の関係についてお答えいたします。

まず、1点目の今回補正をお願いしておりますいわゆる早期退職の人数でございますけども、6名でございます。この退職の補充でございますけども、昨年来一般事務職員につきましてはできるだけ抑えるという形の中で、事務に支障のないように人事異動で対応していくと。また、技術者につきましては、昨年来一定の必要な人員については補充してまいっております。今現在、追加募集してはおりますけども、含めましてことし採用予定が——来々年4月1日ですね。7名予定しております。

それと、年度途中なりいわゆる人員不足を生じた場合、どういう対応をしているんかということでございますけども、我々としましては原課とも、そういう事情が生じた場合、例えば産休、育休で休まれるとか、いろいろ要因がございますけども、人員不足が生じるということがあれば、人事に申し出がなされております。それを受けまして今回もアルバイトをお願いしておりますけども、できるだけ年度途中についてはアルバイト対応をお願いするという原則としております。

それと、4点目が商工費の超勤手当でございますけども、この160万の補正につきましては、主に商工関係で海水浴場の運営業務をしております。これが不足が生じたということで、今回お願いしておるものでござい

ます。

そして、文化財の給与の減額でございますけれども、これにつきましては、先ほどの提案理由によります4月1日の人事異動に伴う給与の高低のある職員が異動された関係上、それに伴う変動による給与額の増減の補正でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（山内 馨君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 私の方からは、時点修正の件についてお答えいたします。

この修正する目的でございますが、税負担者の不利を少しでも少なくするというのが目的でございます。平成9年度の宅地の評価がえにつきましては、御案内のとおり平成8年1月1日の価格調査基準日としての評価で行うわけでございますけれども、最近の地価の下落傾向にかんがみまして、この基準日より半年後の7月1日で修正を行おうとするものでございます。毎年1月1日ということでございますけれども、これとの兼ね合いも今後検討されていくものというふうに考えております。

議長（山内 馨君） 中村健康福祉部参事。

健康福祉部参事兼児童福祉課長（中村正明君） 私の方から、民生費の児童福祉費、保育所費、備品購入費、ページでいいますと42ページのところの御質問にお答え申し上げます。

御質問の中身は、冷凍庫3台を購入したが、市内には保育所が7カ所ある、残り4カ所はどうするんだということであったと思います。

まず、市内7カ所の保育所のうち2カ所は私立でございます。私立の保育所に対する補助が別途大阪府の方から出されておりますので、今回予算に計上させていただいたのは公立分でございます。5カ所すべて冷凍庫は従前からあります。ただしかし、今回は3カ所のところの冷凍庫の保存能力がオーバーしてしまったということから、急遽3カ所について購入したわけでございます。

それはなぜかといいますと、従前は調理済みの食品については72時間の保存をしておけばよいということであったわけですが、0-157の問題の中で、1週間以上保存しなさいというふうになってまいりました。さらに、7月26日付で国の方から、食材、それから調理済み食品とも2週間以上保存しなさいと。分量にしては50グラムずつというあれがあり

ますが、そういうことで次第に0-157の進行の中で、保存する日にちが非常に延びてきた。そういう中で従前からの冷凍庫では能力的に無理であるということで、3カ所につき急遽購入さしていただいたと。今回、それを補てんということで補正予算に計上させていただきました。よろしくお願いたします。

議長（山内 馨君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 和気議員さんの0-157、これで学校関係のお尋ねであったかと思えます。

御指摘ありましたとおり、私どもも0-157の発生につきましては、随分と一時危機的な状況で受けとめたものでございます。当面、文部省あるいは大阪府から0-157に対する基準等も徐々に示されていく中で、一番大きな問題というのは、先ほど中村参事の方から話がありました。いわゆる検食、保存食をどう確保していくかということが一番大きな問題になります。これは最終的には、私どもは共同調理方式をとっておりますので、給食センターで2週間以上、マイナス20度で確保していくと。この問題は集中的に給食センターで現在もやっておるということでございます。

あと、学校現場では、子供たちの日常的な衛生習慣を中心としまして、今回補正対応をお願いを申し上げおりますのは、小学校での63万円、それから直接的には給食とは関係ありませんが、幼稚園での衛生習慣をあわせてやっていただくと。また、中学校現場でもこの機会に日常の衛生習慣、こういったことを中心とした医薬品を購入していき、日常子供たちに指導していってもらっていると。このための補正対応をお願いしてまいっているということでございます。

給食センターでは、日常的にまないたでありますとか、あるいは中心温度計、あるいは食材をそれぞれ衛生的に確保するための備品でありますとか、そういったようなものは、給食センターの方では随時そろえてきてると。そういった中で調理をすることにつきましては、特に熱処理の問題、それからこれは食材そのものをより安全に確保するための状況を整えてきたと。片一方では食事をする側での子供たちの、これは何を置いても衛生上の問題が特に大事になりますので、そういったことから日常的な衛生、こういったことを中心的に進めてまいったと。幸い現在の状況では、0-157の関連で子供たちに保菌者あるいは発症すると、こういったような

ことを避けられた。ひとまずその辺では安心をしておるところでございます。

しかし、そのほかの食中毒に関連したことについては、72時間の保存食、これは従来どおり各学校で保存食の確保をやっていてと。これは0-157だけの問題ではありませんで、ほかの食中毒に対する検食の確保というのは、あわせて各学校現場で従来どおりやっていてと。こういったことの中で、食中毒に対する対応というものを進めてまいっていると。今後ともこの辺は引き続いて——現に今、この冬場の時期でも0-157が他府県では発症してきている。また、外国でもというような情報も入ってまいりますので、今後ともこの辺は十分見守り続けていく必要があるというふうに考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと答弁が、私は不親切であったなというふうに思うんですね。例えば、何人の退職か。できれば、これは突っ込んで聞いてるわけですから、どういう部署で何人の方が退職されたのかと、そこまでぐらひはちょっと気をきかして答弁をしていただかないと、これはやっぱりぐあひ悪いんと違うかと。その辺が1つは質疑のやりとりが長くなっている大きな原因だというふうに私思うんですよ。

それで、事前に私少し聞いておるんで、保育所関係で2名の退職があったというふうに聞いておるんですが、それと年度当初で1億1,700万ほど退職手当を予算計上されとるわけですね。ところが、これは1億1,700万ぐらいですから、今回1億4,000万。やはり数名、合わせて十数名ということになるわけでしょうけれど、補充は7名であとは人事異動で対応していくと、こういうことなんです、これで果たしていけるのかどうか。

例えば、保育所の関係でいえば、これは真砂議員も井原さんもおやりになりましたけれども、現に保母の体制の問題から、14名の待機者があってそれを措置できない。施設の状況は十分に具備されてるけれども、結局人数の問題だと、こういうことで答弁をされているわけですが、今度は2名減るわけですね。それと、年度当初に予定されとった退職者、この中にもその関係者がいないのかどうか。その辺は、人事異動で十分対応できるのかどうか。

やはり市民サービスを欠落させないと、こういう立場に立てば、当然今度の新規採用7名の中には、その辺の充足を十分見ておかなければならないし、なおかつ0歳が12名、1歳児が2名、総計で14名。これ、機械的に同じ保育所で全部措置するということになりますと、0歳児の場合12名、3人の児童に対して保母さん1人ということですから、4名少なくとも必要になる。1歳児も1対5でこれは2名、1人必要になると。ところが、地域的に保育所が振り分けられますと、1名でも1人の保母さんを採用せなあかんということになってくるわけですね。最低でも5名の保母さんが必要になってくる。

その辺の、結局行政改革や行政改革や言いながら人ばかり減らして、口では市民サービス欠落しないようにすると、こういうふうに言いながらも、肝心の体制、住民サービス、福祉を向上させるという、そういう立場をとる場合には、なかなかそれに見合うようなことにはならない。本当に文字づらだけで対応されているように思うんですよ。文面だけでね。文面と実際の中身とは、大きく現実には差異があると、こういうふうに言わざるを得ない、こういうふうに思うんですね。

それから、商工の、これ160万も大変なあれですよ。海水浴場については、非常に任務が過重で、商工の仕事をやりながら夏場海水浴の仕事をするということで、夏場は商工の仕事はほとんど開店休業のような状態になってるとするのは、もう過般から議会でも指摘をされているところなんですよね。わかってることなんです。ところが、体制の強化も——それで市長の約束でいえば、何とか商工課に格上げをしたいというふうなことを言いながらも、なおかつこれを放置してきているということで、その辺がなかなかこれも行革絡みで実際の現場での状況、そして住民サービスを具体的にどう受け入れていくかということでは、なかなか実際問題との間には大きな開きがあると、こういうふうに言わざるを得ないというふうに思うんですよ。

その辺で、文化財の関係は、これは単なる異動だということで理解をしたいというふうに思うんですが、そのほか残業等では、毎年決算で問題になるのが農水関係と税務関係ですね。この辺なんかには、ほんとに言われていることに対して、もう年度末です。最後の議会です。もう言う機会ないわけですから、ほんとにそういう点でも対応されているのかどうかという

点です。

それと、特に今度の行革では、その行革の前提、いわゆる背景が、不況によって税収が非常に厳しくなっている。それじゃ、商工の関係とかいわゆる地場産業振興ということで、当然この辺は充足すべきでしょう。そんなもん、行革で位置づけしてることと実際やってることとはこんなんですよ、かけ離れてね。その辺は、もうちょっとしっかりと、ほんとにどいう立場で行革を進めるのか。福祉やあるいは人減らしや、いわゆる民間で言われているようなリストラをやっていくと、こういう中身になっておるのではないかと、こういうふうに言わざるを得ないというふうに思うんです。

それから、委託料の問題で、時点修正の問題ですが、これもちょっと答弁が非常に通り一遍のあれで、もうちょっと工夫してほしいというふうに思うんですが、ちょっとお聞きをしたいんですが、どうなんでしょうか、今この時点修正をやらざるを得ない状況をちょっと具体的に、例えば基準地でどういうふうになってるのか。

私、自分なりに資料を持っているわけですけど、例えば泉南市の基準地は樽井の駅前なんですけど、ここでは平成6年から平成8年7月1日の修正までで39.8、大方40%地価が下落をしているわけです。平成8年1月1日から平成8年7月1日の修正でも8%ということで、これは調整率の大体10%を大きく超えてるんですね。3年の修正いうたら30%ですよ、10%の修正いうたら。10%ずつ上がってるんですよ、毎年、大体10%の修正率を掛けて。ところが、逆に4割も減ってるんです。これね。地価は下落してるんです。

こんなことは、もっと早い時点でわかってるはずなんですよ、もう1月1日付で。ところが、もうほんとに自治省の通達待ちになって、いつ出るかいつ出るかで、ほんまに市が主体性を持って課税される側の立場を考えていない。ほんとに自治省通達待ちなんです。こんな立場で、ほんまに通達なんていうのは、これは租税条例主義、租税を取る場合には必ず条例をつくって、それによって措置せないかんと、こういうことになっているわけですが、これが法の建前なんですけど、ところが通達待ちや。通達が出て初めて動く。今さら、今ごろ何やと、こういうことになるわけですけども、その点についてもお示しをいただきたいなというふうに思います。

それから、給食問題ですが、どうなんでしょうか。いわゆる検体ですね。これは管理マニュアルで最終的には2週間保存と、こういうことになってマイナス20度の状態で保存せなあかん。ところが、冷凍肉なんかの場合には、大体9カ月程度マイナス20度の状態でも菌は死なない、こういうふうに言われてるわけですね。それで解凍する。8度で増殖をし始めて、摂氏35度になりますと菌が倍に膨れ上がる、こういうことになるわけで、その辺のいわゆるプロセスが極めて大切なんですね。

それで、検体の問題だけではなくて、子供たちが直接口にするそういう食材を一定期間運ぶわけですから、センターから。自校方式ではないわけですから、その間の保存状態、冷凍車というのが要りますし、それからそこへ持って行ってから子供たちが取りにきて口にするまでの間、当然そこで冷凍庫で保存せなあかん。牛乳は保冷庫が必要だと、こういうことになってくるわけですが、その辺はちょっと答弁の中にはなかったんですが、十分に完備されているのかどうかですね。マニュアルに沿って管理されているのかどうか、その辺もお聞きをしたいというふうに思うんです。

それと、うちは給食センターで一括調理方式をとっているわけで、センター方式をとっているわけですが、堺の教訓からも、センターなきセンター方式というふうに言われて、食材一括購入ですね。それから共同調理方式と、こういうのがとられて、これが極めて大きな問題になっているわけですが、うちの場合はさらに調理もやって運ぶと、こういうところに大きな問題があるというふうに――事故が起こった場合には、全部に影響が出るというふうに思うんです。

だから、センターの管理というのものはものすごく大事になってくるわけですね。だから、その給食センターでの管理の徹底、これをどういうふうにされているのかですね。例えば、食品衛生法で義務づけられているような、保健所における監視業務を行う食品衛生監視員、そういう方の監視をちゃんと受けているのかどうか。そういう大阪府の力もかりながら、子供たちへの対応をしてるのかどうか、この辺もお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

副議長（南 良徳君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 人事関係につきましてお答えいた

します。

まず、いわゆる早期退職者6名の内容を御指摘いただきましたので、御紹介させていただきます。

今回、補正をお願いしております……（和気 豊君「部署だけでええで、個人名は挙げんでも」と呼ぶ）はい。6名の中身ですけれども、技術職員が3名——保母が2名、用務員が1名、事務職員が1名、消防職員が2名、合計6名が予定されております。また、当初の定年退職、6名予算計上させていただいてるわけですが、その中で保母が1名ございます。

次に、保母の確保の問題ですけれども、合計3名退職を予定されておるわけですが、いわゆる保育部署といろいろ議論はしてきてるわけですが、入所者数のこれからの推移も当然加味した中で、保母の確保については検討せないかんということで、今回の3名については、来年採用予定しておりませんが、通常入園者の数によっては、多くあればバイト対応とかいろいろ工夫してやっておりますけれども、現在のところは保母の募集についてはいたしておりません。

次に、商工と税関係の人員の充実だと思うんですが、商工については、現在農林水産部門と商工部門が産業経済課と一体になっておると、組織上。こういう面もございまして、現在行革検討の中で組織のあり方を検討してございまして、これに合わせて、人員の配置についても当然産業の振興の面から検討していく必要があるということで、現在作業を進めてございまして。

また、税の徴収率のアップにつきましても、いろいろ人員の関係について御要望をいただいております。今回も一応アルバイトについて補正させていただいておりますけれども、できるだけ現場と、税部門と協議した中で人員の支援については努力していきたいというふうに考えております。

以上でございまして。

議長（山内 馨君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 和気議員さんの再質問にお答えいたします。

泉南市の樽井というところを事例に挙げられまして、前回の価格調査基準日につきましては、平成5年の1月1日でございます。今回時点修正の日付は8年の7月1日ということで、その間3年と6カ月あるわけですが、その間の路線価格につきましては34.6%下落ということでご

ございますけれども、我々の方では8%程度の間差になるわけですが、それは実勢価格と、実際売買されてる価格と路線価格の間には開きがございます。そういう関係でそのようなパーセンテージになってこようかと思うんですけども、また国の通達を待ってとか、そういうことにつきましては、やはり全国というんですか、府下一斉にという観点からそのような取り扱いになってこようかと思っておりますので、御理解をよろしく願いたいと思います。

議長（山内 馨君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 和気議員さんからの、先ほど給食にかかわって0-157の関係での御質問に、先ほど部長の方から答弁いたしましたけれども……（和気 豊君「もう理念問題は結構ですから、具体的に取り上げてください」と呼ぶ）はい。

センター方式でございますから、当然管理を十分にやらなきゃならないということですから、1カ所でございますから、特にある意味では管理が十分できると、徹底ができるんじゃないかというふうに私は考えているところでございますが、熱処理の仕方として、前にも申し上げましたけれども、中心温度を75度以上に上げておりますということもあります。全体としてこういった学校給食センター管理衛生マニュアルということで、9月に改めてことしの状況の中で見直しをしております。それから、当然その中には物資の納入規格とか、あるいは学校に対しても、私たちとしてはセンターから持っていくところの給食の中には0-157を存在させないようになると。

それから、あと学校では日常の生活習慣、これをこの機会に十分徹底していきたい。これによって他の病原菌についても十分対応していけるんじゃないかということで、そういう方向で学校にはそれぞれ0-157に関する指導の手引と同時に、先生方一人一人に対してこういうものを配付して徹底をしてきておるところでございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「ちょっと答弁抜けてる。備品関係は全部完備されてるのかというふうに聞いた、学校現場での」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 和気議員さんからのお尋ねの中で、これは当

然共同調理方式で調理をさせていただきましたこの中身、これが子供たちのところへ届くまでには、当然配送しておるわけでございます。この配送してまいります配送車につきましては、保冷車でない形での配送と。このことにつきましては、市内の学校の位置関係から見てみますと、大体私どもでつかんでおります配送時間は、10分ないし15分であるというふうにつかんでおります。

それからあと、子供たちの口に入るまでの時間ではありますが、大体4時間目、私どもが配送してまいります時間帯は11時15分を10分でありますとか20分でありますとか、多少学校によっての少々の時間的なずれはありますが、大体平均的には11時15分を境としてお届けをしてみると。そこから4時間目の終了までですね。配送時間と子供たちが食べるようになるまでの時間が、平均的には1時間30分までには子供たちがそれぞれ食事をしてるということになりますので、そのことから見てまいりますと、食中毒を起こす2時間までの間には十分子供たちの口に入っておりますので、その辺では我々示されました時間的なあれからすれば、大丈夫やというふうに思っておるところでございます。

それから、当然食材そのものは、給食センターの方で一括購入をいたすわけでありますけれども、しかしそのときに食材の保管をどうするかと、この辺が随分重要になってまいります。その辺での保管は、特に保冷庫、冷凍庫の方で保存するものは、届き次第すぐにそちらへ納入すると。野菜類とかさまざまなものがあるわけですが、それは当然保冷状況に置くものと、それから調理にかかるまでの間そのまま置いておくものと、これはさまざまあるわけですが、その辺は特に先ほど議員さんからおっしゃられましたとおり、マイナス20度で仮に保冷をいたしましても、菌そのものは死滅するわけではありません。このことは随分私どもの方にもその意識はありまして、冷凍室から出したものについては、できるだけ速やかに調理をしていく。

そこで問題は、熱の加え方が問題になってくる。そのことを目安で示されておりますのが、中心温度75度での加熱調理ということが大事になってまいりますので、その辺は十分に気をつけながら調理をしていってるということでございます。

それから、あと保存食の確保の問題は、これは保存食そのものは、万一

の事故が起こったときのことでありまして、本来は保存食そのものを確保することに重点を置いておるわけではありません。当然、これは今基準を示されておりますとおり、加熱処理の問題、それから食材の確保、管理、この問題をやはり大事にしていまいりませんと、万一の事故を防げないという認識でございます。

それと同時に、先ほども申し上げましたとおり、今度は食事する側の子供たちの日常的な衛生習慣、このことを厳密にやっけてまいりませんと、なかなか食中毒そのものの事故を防げないというような認識のもとで、学校現場での指導をやっけていただいと、こういったことでございますので、ひとつよろしく御理解のほどお願い申し上げます。（和気 豊君「食品衛生監視員の問題」と呼ぶ）

食品衛生管理士、これは私どもの方では栄養士そのものが食材、こういったことから給食センターで職員2名配置した中での食品の管理をしてまいてございますので、今おっしゃられます、特に管理士というような形の配置はいたしておらないということでございます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 一番後の問題からさかのぼってやっけていきたいと思いますが、食品衛生法という法律で食品衛生監視員が年12回調理現場に視察に行っけて、そこでの衛生の徹底状態を把握する。排水口のそばで盛りつけをやっけていないかどうか、点検項目はるるいろいろあるわけですが、そういうことをやるのが義務づけられているわけですが、そういうことをやっけてないということを今あなたはみじくも言われたわけで、いや、栄養士がやっけてるからそういうことはやっけておりませんということ言われたわけですが、いや、やっけてるんであれば、いつ幾日どういう形で要請をし、その法に義務づけられたやり方でやっけているのかどうか、それはお答えいただきたい。答えなかったですよ。そういうことを言うてるわけですが。

それと、もう1つは、なかなか出でこないんですが、学校現場でのそういう牛乳の保冷庫なり食材を冷蔵する、そういうものが十分11の小学校で具備されているのかどうか。先ほどは保育所の問題で聞きました。だからね。

それと、もう1つは、冷蔵庫の中にはいわゆる検体も一緒に入れるのかどうか。検体はまだ完全に保菌がないかどうかわからへんわけですが、9

0 時間 マイナス 20 度でも菌はそこには存在するわけですから、そこへ一緒くたに入れることによって、せっかく 75 度で加熱して菌を殺しておいても、そこにある菌と一緒にあって、また繁殖するということがないのかどうか。マイナス 20 度でも生きてるわけですからね。そやから、そういうことの徹底がいわゆる学校現場で十分にやられてるのかどうか、だれがやられるのか。いわゆるパートの賄いさんだけしかそこにはおられないわけですから、だれがやられるのかですね。その辺もはっきりとしていただきたいなど。

まさにこういう点が自校方式であれば、そこに調理の方自身がおられて直接そういう管理もやられるわけですから、まさに子供たちに安心な食材を提供することも可能なんです。ところが、堺ではそれでもああいう事故が起こっているわけですから、なおのこと慎重に現場での対応を考えていただきたいなどというふうに思って質問をしているわけです。

それから、先ほどの委託料、いわゆる時点修正の問題なんですが、どう考えてみても、やっぱり土地の下落が 4 割方しているわけですね、3 年 6 カ月の間に。何か実際の価格と、それから路線価の価格に違いがあると。そらそうですよ。7 割ほど実勢単価とは違いがある。そういうふうに自治省の次官通達でそこまで引き上げていったわけです。昔は 20% ぐらいだったんですがね、実勢単価との兼ね合いは。そこまで近づけていったんです。別に路線価で 4 割になっていようと、実勢単価で 4 割になっていようと、そら 4 割近い下落ということにはかかわりないわけですから、それを見越して市が本当に対応されるのかどうか。自治省通達ではそうになってないんですよ。

行政の通達で行政が動いて、議会が何らそれにかかわりを持ってないと。こんなばかな、三権分立の時代にそういう憲法があるところでそういうことはあり得ないわけですから、ほんとにそういうことをやる場合には、きちりと議会に、ほんとに通達を後生大事にしてやられるのであれば、この通達の根拠なりをそれこそ租税法令主義にのっかってきちりと議会に説明をいただかないとならないんじゃないかというふうに思います。

それから、保育所の問題ですが、これはまさにでたらめで、3 名足らんようになるということがはっきりしてるのに補充もせん。はっきりマイナスがわかってるのに、アルバイトで対応する。それが行革ですか。そして、

先ほど挙げましたように、ほんとに今年度を例にとれば、14名の、0歳12名、それから1歳2名のそういう子供たちを本当に働くお母さんの立場に立って措置しようと思えば、当然ここには最低でも5人の充足が必要だということは、はっきりしてるんです。これには何ら手を打たれない。来年、募集を締め切ってから対応する。こんな泥縄のようなことで、それがあなた方の考えている行革の中身だとしたら、まさに福祉を傷める行革の何物でもない。私はほんとに聞いておって怒りを禁じ得ないわけですが、本当に一方では女性問題で経済的自立、これを女性に保障するために、就職の保障等も積極的に考えていかなあかん。そういう女性プランをつくっていききたいんだ、こういうふうに一方では言われるけれども、実際やっていることはこうだ。ええかげんにせえ、こう言いたくなるわけですけどもね、その辺もう一回お答えいただきたい。もうちょっとまじめに答えるように。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 先ほど次長が答弁いたしましたように、今年度退職者は、定退の6名と中途退職が6、12名……（和気 豊君「もう重複して言わんでもええ」と呼ぶ）それで採用が来年度は7名という形を予定してございます。このことにつきましては、次長が申しましたように、基本的には事務職については、できるだけ組織の中で対応するというので、技術職についての補充ということが基本でございます。

その中で、今和気議員御指摘のように保育所の件でございますけども、これは保育所におきましては、低年齢層の方がやはり保母さんが多いという形になってございまして、それを今後やはりいつときの来年度だけの総枠の中での保母数というんでなしに、やはり今後のある程度の中期的な見通しの中で、どういうふうに入所者が移行していくのかということの中で、我々としては考えていきたいということがございまして、とりあえずその観点からしまして、来年についてはとりあえずはアルバイトで対応したい。その中で長期的なことは現場と考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） お答えを申し上げます。

先ほど、私の答弁の言葉足らずのことで御迷惑をおかけしたようでござ

います。学校栄養士の配置というのは、これは私どもの給食センターの内部的な監視状況でやっているつもりですが、こればかりではなかなか自分たちは一生懸命やってるつもりでも、十分にできへん。そういった意味での保健所の定期的な検査体制があります。それと同時に、0-157にかかわりましては、不定期的に随時その辺の不定期的な形でのチェックも入ったことも確かでございます。そういった中で、給食センターでの調理方向でやっておるといふ現状でございます。

それから、学校現場での牛乳の保管、これは11校で保冷庫の中で管理をしております。その中で、あと子供に食事時期に保冷庫から出して、それを子供たちが口に使っていると、こういったことでございます。

それから、検食の問題でありますけれども、これは各学校でマイナス20度で2週間、こういう状況で検食を保存しているわけではございません。私どもは共同調理方式をとっておりますので、同一内容で各学校に配送していく、こういったことから、給食センターで集中的にこの検食を保管していったらということでございます。当然、このことで当初は各学校への保冷庫ということで検討した時期もありました。しかし、最終的に共同調理方式をとっている市町村については、給食センターで保管してよいと。

そのほか副材としての、例えばデザートといいますかね、そういったものについて学校現場に直接配送されるもので同一業者、一業者でない複数業者にわたる場合には保冷庫を設置することと、こういったことを義務づけられた部分がございます。それにつきましては、私どもではデザートは1社での納入であるということから、直接的には保冷庫での保存食としての確保はしていないということでございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「学校でちゃんと食材はあれしてんねな。冷蔵庫あんねやな」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） 食材につきましては、各学校で独自に保管をしてるということはございません。これは給食センターで調理をする場合、集中的に保管を責任を持ってやっておると、こういうことでございます。

〔和気 豊君「答弁抜けてるぞ。監視員が来たんかどうか。もう一回ちゃんと整理して言うわ。議長」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 監視員が来た実績があるのかどうかと。これは極めて重要です。泉南市だけでは対応できない。府の力もかりる場合は、保健所の力もかりれるわけですから、積極的にそういうことも導入してやっていくということが極めて大事だと。

それから、学校で11時に配送するわけでしょう。それから、子供たちの口に入るまでの間には、夏場のあの暑い時期にきっちりと管理をすると。冷蔵庫が必要だというふうに思うんですが、センター方式というのは、本来1985年の保健体育局通達にもありますように、まさにこれも通達なんです。これにありますように、いわゆる経済的効率を上げるために設定をするんだということで、余り衛生管理面を重視したそういう導入は一切入ってないんですよ。もう時間がありませんから読みませんけれども、どういう立場でセンター方式を適用するか。財政問題上の観点からやりなさいと、こういう指導なんですよ、センター方式というのは。はっきり85年の通達にそういう立場で出てるんです。だからこそ、現場での独自の冷蔵庫の配置、対応が必要だろうと、こういうふうに私は言ってるんですが、その辺は答弁になっていないというふうに思います。

それから、委託料の問題ですね。これは4割も下落していることに対して、どう積極的に市民の財産権の立場からこれをきっちりと課税していくのか。その辺のこういう数字が出ているわけですから、この数字にのっとった対応をどういうふうにしていくのか。これは本来議会で論議せなあかん問題なんですよ。そんなもん行政が行政からの一方的な通達を受けて、それで勝手にやっている。そんなら議会要らんがな、そんなものは。

議長（山内 馨君） 丹羽教育指導部長。

教育指導部長（丹羽 久君） まず、監視員の問題でありますけれども、これはちょっと私、今この場でお答えする資料を持ち合わせてはおりません。それで、不確かなことでお返しをするわけにまいりませんので、これは改めてもう一度センターに確かめた上でお返しを申し上げたい、そういうことで甚だ申しわけございませませんが、ちょっとその辺をお預かりを申し上げたいというふうに思います。

それから、夏場での給食、これは子供たちへ当然私どもは安全で確かなものとして提供すると、このことは避けられませんので、その意味では調

理をしたものを学校に届けて、子供たちが食事をするまでの時間経過と、この辺では十分に考えておるつもりでございます。

それで、センター方式を踏んでるということにつきましては、これは当然それぞれの市内の学校の配置の状況から見て、センターという位置も考えて設置をされてると思いますので、今現在、その辺では私どもは共同調理方式、このことを現段階で自校方式へというようなことは考えておられないと。センター方式の中で最大限子供たちにより安全で確かな給食の提供と、こういったことでさらに努力をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

議長（山内 馨君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいま和気議員さんの御質問にお答えいたします。

確かに和気議員さん御指摘のとおり、本市の基準地におきまして40%近い下落、これが平成5年1月1日の価格調査基準日から本年の7月1日までということになってございます。今回の評価がえということになりますと、先ほど参与もお答えいたしましたけれども、評価基準日というのが平成9年の1月1日、これは3年に1回行われるわけでございますけれども、そのための価格を調査する時点、それが平成8年、本年の1月1日ということになります。

そして、評価基準の改正ということであったわけですがけれども、ことしの1月1日以降、地価の下落が引き続き続いているということになりまして、納税者の皆様方の不利を避けるためにということで、地方税法388条に定められております評価基準の改正がなされたものでございます。

それと、40%も落ちてるわけでございますから、納税者は確かに不利ということでございます。ですから、評価基準日に近づけて価格の調査をやるべきという気は確かにいたしております。しかしながら、本市におきましても、課税物件、土地に係る分でございますけれども、4万7,000筆余りという多数に上っております。ですから、我々実務サイドといたしまして、作業的にそれを後ろにずらすことが可能かどうかというところでございますけれども、非常に難しいというふうに現在のところ考えております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 説明文書の中にあります債務負担についてちょっと御説明をいただきたいと思うんですが、公社関係の事業化できない土地が大変大きな問題にもなっておりますし、これの実質的な市民負担は、金利等によってどんどんふえてる問題があるんですが、この債務負担のことについてもう少し詳しく、事業実施を必ずやるというようなそういう担保はどういうようにされるのか、そういう反省に立って御説明いただきたいと思います。

それから、地方債の残高で235億3,000万円ということで報告をされとるんですが、今回も予算は地方債がほとんど財源になって予算が組まれとるわけですが、この辺の地方債の返還を減らしていかないかということとは大きな課題ですので、その辺の絡みで今回の予算の財源の主要な部分を占める地方債の問題について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

それから、後の人が聞くのかなと思っておるんですが、図書費の350万円の追加、復活予算的なものですが、これはもう少し、当初いろいろ議論あったところですから、なぜこの350万が、いわゆるお金が出てきたから使うようになったのか、それともどうしても対応できないからこの予算を出したのか、その辺の絡みがちょっとわかりませんので……。

助役の説明では、対応できないからいろいろやりくりをして予算を組んだようにも説明としては受けられるんですが、内容的にはお金がいろんな意味で生み出されたから、いろいろ批判があったから出してきたのかなと思うので、その辺の図書費の市民からの要望の関係で、一体実態はどうなっておるのかということをお説明をしていただきたいと思います。

それから、総務常任委員会の協議会には御説明があったようですが、私たちそこに入っておられない委員にとっては、文書だけをもらっとる問題の行革の説明ですね。これ、本会議ですので、何らかどこかでちゃんとした説明が全議員に対象にあるんであればいいんですが、もしなければポイントだけでもちょっと本会議できちっと説明をして、市民の皆さんも傍聴しとるわけですから、今回の補正予算と直接には結びつかないのはわかるんですが、やっぱりこういう大事な大綱が出された機会に、やはりきちっと説明をしてもらいたいなど。私、傍聴したいと思ったんですが、委員会

が同じ時間に重なってしまったので、我々は文書だけしか受けておりませんので、大変重要な問題ですので、結びつけて結びつけられないことはないと思うんで、ひとつ行革大綱についての説明もしていただければと思うんですが、よろしくお願いします。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 議案書の23ページの債務負担の関係でございますけれども、事業実施を必ずやるのかという御質問でございます。

今回上げさせていただいておりますのは、樽井駅前地区の周辺再開発用地取得事業ということで補正増額4億8,340万6,000円をお願いをいたしております。

この土地につきましては、現在、再開発の区域の中で買収している和歌山側ということで、駅側に寄っているところでございます。この場所を取得いたしますと、さらに駅の出入りに近くなるということで、今年度買収いたしまして、過去の議会から御答弁させていただいておりますように、駅前の暫定利用を図りたいというふうに考えております。できましたら、今年度補正をさせていただいた中で、今年度買収ということでさせていただきまして、うまくいきますと南海とか地元関係協議が終わりますと、来年の国体までには暫定利用で供用をしたいということで今回上げさせていただいているものでございます。よろしくお願いします。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） まず、債務負担行為の関係でございますが、今回お願いいたしております樽井駅前地区再開発用地取得事業の債務負担につきましては、空港関連整備事業といたしまして今後平成8年、9年におきまして府貸しの適用を受けまして買い戻しをしていきたいと、このように考えておるところでございます。

それと、地方債の関係でございますが、今回一般会計出資債といたしまして、歳入で3,000万の出資債をお願いいたしておるところでございますが、これは水道会計の資本金負担の軽減を図るための一般会計からの出資をお願いする場合に、当該出資の財源として許可をされる起債ということでございます。

また、住民税減税補てん債につきましては、住民税の減税分といたしまして住民税減税補てん債というのが発行できるということでございまして、

これにつきましては減税の穴埋めとしての補てん債ということでございますので、これにつきましては一応借りてお返しするという形になりますが、これはまた交付税算入という形で戻ってくるという形でございますので、これにつきましては市の実際上の持ち出しと、結果的には持ち出しとならないものでございます。

また、地方債の今後の償還の関係でございますが、これにつきましても先ほど235億とおっしゃっておられましたけど、数字はちょっと今私持ち合わせないわけでございますが、これなりにつきましても、できる限り何というんですか、利率のいい方向に借りかえ等を十分府なりに今後ともお願いをしていくという形で、我々といたしましても努力をいたしておりますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（山内 馨君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 小山議員さんの図書費の購入についてお答えさせていただきます。

まず、財源に余裕ができたから図書費を購入すると、そういういわば弱い理由での予算の計上はいたしておらないところでございまして、当初御承認いただいた1,000万の予算では、どうしても今年度執行できない部分がありましたので、補正をお願いしているところでございます。

まず、限定版の購入ということでございますが、これにつきましては、今年度の購入を失しますと、次年度では大きな図書館の事業に穴があくという部分の購入予算でございます。また、市民からのたくさんの図書の購入の要望がございます。それにこたえるためには、厳選をいたしましてこの程度の予算が必要ということでございますので、予算を要求しておるわけでございます。これからも予算の執行に当たりましては、十分計画的に執行してまいりたいと思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 小山議員から行財政改革大綱について説明をとということでございました。今までの質疑の中でも一定概要を説明申し上げたと思いますが、非常に重要な課題でございますので、さらに十分な説明をとということでございましたら、そういう場を設けることについては必要であろうと考えておりますが、この今の補正予算の中でということになりますと、少し趣旨が違ふと思いますので、議長とも十分相談しながらその点につい

て検討してまいりたいと考えております。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 福田助役の答弁は、それで私は了としたいと思います。だから、ぜひみんなで議論する場を設けていただいて、市民も巻き込んだ形での行革をやっていく必要があるんじゃないかなと思います。

債務負担行為が今まで私も議員をやって、余り議論されずにこれが通過していったんですが、ここで認めてしまえば、当然それは買い戻さないといけないことがありますから、資料も今回でもただ数字の資料が示されるだけです。議論の材料がないわけですので、なかなか十分な議論ができる環境にないと思うんです。しかし、泉南市の公社の残っている財産なり債務についても膨大になっておりますし、これがほとんど表の予算の中には出てきませんからね。しかし、これは隠れた大きな問題ですので、もう少し債務負担の中身についてはしていただきたい。

私もこれは一般会計の行政の方で買い戻すための縛りをどこに入れるかということをやっておかないと、現に大変長い間金利を払い続けておる問題があるわけですから、これはどういうふうに行政としては買い戻すための担保ですね、約束をどういう形で公にしておくかということは、どのように考えておられるのか。

これ、ざっと4億8,000万円ぐらいの追加ですから、今の財政事情の中で一般会計が買い戻すとなっても、事業がすぐやるということであっても、なかなか一般会計で買い戻す、そのことが財政問題にぶち当たるんじゃないかなという心配もあるんですが、やはり銀行が倒産するというのが現実にあるわけですから、これ全部銀行が勝手に——勝手に言ったらおかしいけど、自分が銀行に返してもらったお金まで銀行が出しとるわけでしょう、このシステムは。一切、一般会計なり市は関与してないわけですね、この段階では。

そういう点では、銀行の経営を苦しめている原因でもあると思うんですね、全国的なレベルで見ると。大変膨大な金額ですから。泉南だけでも200億を超えとるんじゃないですか、公社のそういう銀行に返すべきお金が。その返すべきお金は、銀行が毎年自分で貸し付けて自分でもらうというシステムですから、これはやっぱり行政の責任としては、ちゃんとした事業計画を立て、それで絶対に買い取らなければならないというど

こかで縛りを入れないと大変なことになりますし、向井市長もずっと何十年も市長をやられるわけじゃないわけですから、当然向井さんの施策にのっとって公社の買い取りはするわけでしょう。と、次新しい市長になった場合、当然それは施策は違うわけですから、必ずしもその事業を積極的にやるということにはならない環境がありますね。そういうところから見たら、かなり強い形での縛りを私はこの公社の土地を購入する場合にはつけないといけないと思うんですが、その辺はどういうふうに考えとるのか、現在の問題点も含めて、きちっとこの公の場で答弁しといてください。

〔和気 豊君「数字間違うて言われてるやつは、言われっ放しではあかんぞ。ちゃんと答えとけよ。200億なんていう……」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私、公社の理事長という立場でございますので、今の御質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

確かに、従前買いました土地で、現在使用されてないところ、買い戻されていないところというのは、非常に数多く上っております。現在、これについてはどういう方向でそれぞれ処分をしていくのか、売り払い等も含めてできるだけ早くこの利息の負担分をなくしていきたいということで努力をしているところでございます。

そういったシステム的に買い戻しをする確約をすべき、あるいはそういう設定をすべきではないかという御趣旨であろうと思えますが、公社によりましては、一定年数をそういう買い戻しの期間を決めて土地を買っているという例も見受けられますので、その辺の手法も現在検討しておるところでございますけれども、まず何よりも我々の方は、ちょうど市の内部で公社とそれから事業部局が連携を密にしまして、必ず事業が明確になるという判断のもとで買収にかかっていくということが大事であろうというふうに思えますので、庁内の中でその辺の意思確認をきちっと行った上で精査して、公社の買収に当たっていききたいというふうに考えております。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、そういう答弁じゃ今までと同じ答弁なんでね、今回の出されたこれについては、いつまでに一般会計として買い戻すんだということは、明確にしといてくださいよ、これは。今までの分は、そら

すぐ答え出ないでしょう、そういうことはしてなかったんですから、ある意味で。今回の出されたものについては、いつ一般会計として買い戻すのかということは、明確にしといてください。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） お答えします。

先ほど小山議員が二百三十何億というような数字をおっしゃったと思いますが、土地開発公社の総額では103億2,200万でございます。

それと、今回の議案としてお願いをいたしております分について、いつ買い戻すのかということで、先ほども答弁させていただきましたが、8年度、9年度で買い戻したいと、このように考えておるところでございます。

〔小山広明君「公社だけじゃなくて、開発協会も一緒に言った方がいいな。170億ぐらいある」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 前田土地対策課長。

事業部土地対策課長併任土地開発公社事務局長（前田佐智雄君） 平成7年度末で開発公社の保有量といたしましては103億、開発協会が保有しておる資産は17億。

以上です。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 私の数字が間違っておったことをおわびいたします。

130億になるんですね、そうすると。そういう膨大なものが実際銀行に債務として……（「120億」と呼ぶ者あり）103億プラス17億で120億ですね。ごめんなさい。

じゃ、大田さんが言われた8年度、9年度に買い戻すということは、これは市長のお約束として受け取ったらいいですね。——はい、結構です。

議長（山内 馨君） ほかございませんか。——島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に2点ばかりお伺いいたしたいと思いますが、1つは31ページの歳出、款項人事管理費、補正額1億5,190万円のうちの内訳ですけれども、そのうち退職手当が1億4,416万円。先ほど和気さんとの議論の中で、6名程度の退職者とか何とかという話もありましたけれども、この1億4,416万円の対象人員は何人なのか、お示しをいただきたいなと思います。

それから、46ページの款項上水道の問題でありますけれども、補正額

3,000万円組んでいるわけではありますが、説明では上水道の出費に係るものと、こう書いておるんですが、もっと具体的に御回答をいただきたい。

以上です。

議長（山内 馨君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 退職者の数でございますけども、今回補正をお願いしております関係は、定年前の早期退職者6名が予定されておる関係でございます。

議長（山内 馨君） 藤岡水道部長。

水道部長（藤岡 芳夫君） 出資金について、内容の説明を申し上げます。本件の3,000万円という出資金なんですが、これは水道会計に入るということで水道部の方から内容についての説明を申し上げたいと思います。

本出資金は、平成3年に厚生省の方で策定をしましたフレッシュ水道計画と題しました石綿管を更新する事業、この事業に対し一般会計の方から出資されるという内容のものでございます。この一般会計からの出資には地方債が充当されまして、地方交付税の措置も講じられていると、このように聞いております。水道の事業としましては、本制度を積極的に活用しまして、老朽化により機能が低下している水道管を更新し、災害に強い水道の構築と漏水防止を推進しようとするものでございます。

それで、ちなみに現在の石綿管の全体の管に対する構成の比率であります。全体に対し13.6%となっております。延長、メートルとしましては23万3,187メートルに対しまして石綿管が3万1,645メートルとなっております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 再度確認をさせていただきますが、最初の問いの退職手当の関係ですが、これは来年やめる分の4月1日付でやめる方々の退職金ですかね。そういうことの認識でいいかどうかですね。

議長、直接この議案とは関係ないんですけれども、先般の新聞報道によりますと、本市には退職金に対する特別加算制度という形で過去から来たようでありますけれども、何か官官接待の関係で前辻収入役が512万円程度そのまま支給されないと、こういう報道があったわけありますけれども、退職金ということについては変わらないわけですし、これに対する

判断を行政は、払わないのか、払うようにするのか、あるいは制度改革をしてきちっと2回払いとか3回払いというような方法でなくても、今後特別職に対する考え方というものがあれば、ひとつ具体的に御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（山内 馨君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 私の方から、退職予定6名の期日でございますけども、来年3月31日付退職予定ということで御認識いただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 前収入役に対します退職の功労金、加算金に対します過日の新聞報道の件に関連してでございますが、私どもといたしましては、新聞報道では裁判の判決に絡んで見送るというふうな報道がなされたことに対しましては、遺憾だったと思っておりますし、御本人に対しましても大変御迷惑をおかけしてるんじゃないかと思っております。我々といたしましては、本市におきます特別職の退職につきましては、従前から条例分プラスいわゆる加算金という形——功労金ですね——で対応してきてございまして、前収入役に対しましても同じような対応でしてまいりたいと。

ただ、この件につきましては、以前の議会での論議の中で、その功労金という解釈でなしに、ちゃんとした条例を制定して、その中での対応の仕方をやるべきであるというふうな御論議がございまして、既に大阪府下ではほとんどこの措置でもって対応してるところでございまして、我々といたしましては、現在その準備をしておるということで、できますればいろいろと議会とも御相談の上、来年の3月の議会で対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 時間も関係がありますので、余り申し上げることは遠慮したいと思うんですが、大事なことでありますから……。私、辻さんに頼まれたことでもないですけども、新聞にそう書いてるからちょっとお尋ねしてるんですけども、官官接待という問題の判決が出て、退職金の加算分が払えないと。本来であると、この議会に、12月の第4回定例会に

提案をするように準備をしとったけれども、これを中止するんだというような書き方をしてますからね。今、公室長の答弁では来年の3月だと、こういう認識をしてるわけですがけれども、じゃ、この新聞報道は、この12月の定例会には辻前収入役の退職金の加算は準備してなかった、こういうことなんですか。もう一回答えてください。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） できますれば、12月議会に間に合わせたいという形で、事務局サイドとしては事務作業をスタートしていたわけですが、物理的に間に合わなかったということでございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） えらいすんまへんな。もうこれでやめますけれども、ちょっと認識の違いがありますからね。やっぱり新聞報道というのは、私はある意味では誤報の部分もあるけれども、正確を大方期しているのではないかという認識でおりますけれども、特にこの問題は、先ほど私が申し上げましたように、官官接待に対する判例なり判決が出て、それを泉南市が控訴せんと受け入れると、こういうことになったので、今この問題を議会に出すとまずいんだというふうなことになってるんですよ。だから、公室長が前段述べたように、最初から官官接待の裁判があろうがなかろうが来年の3月だということなのか。私の聞いているのは、本来官官接待の問題の判決がなかったら、この12月の定例会に出す準備をしとったのと違うかと、こう聞いているわけですか。いや、それは違いますと。あくまでも来年の3月というのが基本でしたというなら、それでよろしいんでっせ。それをもう一回答えてください。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 先ほど申しましたように、議案としてできるだけ上程するべく努力したわけですが、物理的にその対応ができなかった——結果的にですね。そういうことでございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） いやいや、物理的に——だからこれには全然関係ないわけですね。この判決とか判例には関係なしに、物理的に間に合わなかったと、そういうことですか。したがって、官官接待の御指摘があろうと

何であろうと、これはあくまでも従来どおりの退職金の加算金はお支払いをすると、こういうことですか、もう一回お答えください。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの件につきましては、先ほどから公室長の方で述べておりますように、条例化を図るということで検討をしておったわけございまして、これはできるだけ早い方がいいということで努力はしておったわけですが、12月には物理的には間に合わなかったということで、今度の3月議会ということでお願いをしたいということでございますので、その時点で提出をさせていただきたいというふうに考えております。

〔島原正嗣君「はい、結構です」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———松本君。

6番（松本雪美君） 32ページの需用費、印刷製本費の369万6,000円、ページ数の増加だと、こういうふうにおっしゃいましたが、もうちょっと詳しく聞かしていただきたいと思います。

それから、40ページの老人福祉費の中の減額で152万円出ておりますが、これも説明をお願いいたします。

それから、45ページですが、塵芥処理費で、この補正についてはいろいろ御説明、大体のところはわかるんですけども、職員の皆さんたちの構成といえますか、人数ですか、そういうのをちょっと聞かしていただきたいなと思います。

それから、53ページの学校施設費の中の施設整備費の中の委託料で実施設計委託料80万、これについてお聞かせください。

議長（山内 馨君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） 私の方から、32ページの需用費、印刷製本費について御答弁申し上げたいと思います。

福田助役の方から、提案理由の説明の中でページ数の増ということで御説明をさせていただいたところでございますが、ページ数の増もさることながら、印刷部数の増もかなりございまして、増と申しますのは、各学校にかねて1部ずつ配付させていただいておったところでございますが、教職員の先生方の御要望もございまして、各学校にそれなりの部数を配付するというのもございまして、部数の増大もかなりございまして、助役の方から提案理由で御説明を申し上げましたページ数の増があったというこ

とで、この補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 2点目の老人福祉費の152万円の減額の内容でございますけども、先ほども申しましたように、この人件費につきましては、本年4月の人事異動に伴う人員の異動による増減、この場合は減でございますけども、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

議長（山内 馨君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 私の方から、小学校の委託料についてお答えをさせていただきます。

毎年、約二、三校ずつ空気清浄機の設置を各教育施設に実施いたしておるところでございます。それによります工事につきましては、毎年夏休み中に実施をいたしますので、事前に前年度にその設計を委託によって実施をしておるところでございます。そのための委託料の予算でございます。

議長（山内 馨君） 松本議員さんに申し上げます。今、ちょっと部長が調べておりますので、後刻また答弁させます。松本君。

6番（松本雪美君） 広報の問題ですけれども、泉南市でいろいろな状況が起こっていること、市としても市民に伝えたいこと、市民もそういうことを知りたい、そういう状況に応じて、広報も以前と比べればかなり充実されたと思っております。いろいろなニュースが入ってきて、いろいろな行事に参加したと広報に載ってたと、そういうようなこともよく耳にします。

とてもいいことなんですけれども、例えば阪南市なんかの広報を見ますと、必ず広報の左か右かに穴があいてて、ちゃんと何年間通じて保存できるようにバインダーもセットで配られるとか、そういうふうな状況もあるんだと聞いてます。とじ込みができるように、そういうような状況をつくっていただければ、たとえひもでとじても、すぐに広報を手にしたときには、そういうふうな生活の中に組み入れていくことができると思うんです。

何でもないような問題ですけれども、これは私も先日、議会前にいろいろ行政機関の方とお話しさせていただいたら、来年は保健センターなんかの事業の案内も、別に印刷物をつくるというようなことはやめて広報一本

になりましたと、こういうふうに決まっていますと、こう聞いて私もびっくりしたんですけれど、いままででしたら、例えばごみの収集日の案内やら保健センターの事業の案内なども、きちっと1年間通じてどういう時期にどのようなことをやるということが別刷りのものを配っていただいて、それで例えば台所に張っとくだけでも、1年間通じてのそういう市の行事や事業の案内をいつとはなく目にすることができたものが、それもできなくなってしもうて、これはぐあい悪いことやなと私思いましたが、特に予算がないからそういうふうにカットする1つの裏返しに出てきた答えだと、そういうことだとしたら、余計に広報というものが大切に扱われなくてはならないと思うんですね。

広報一本で、いつかの広報には日程出てたけれども、今私が知りたくてもそれはわからへんと。追っかけて見ていこうと思ったときにはもう広報がないから、どこに積んだかわからないというような、そんな状況になるのはぐあい悪いですから、ぜひこれは別刷りを刷るとか刷らないとかそんな問題を越えて、広報というのは、やっぱり市民の皆さんのいろんな情報をキャッチする1つの方法として、一番手っ取り早い方法として、大切に扱われるようなことをぜひ考えていただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。ちょっと後でお答えくださいね。

それから、2つ目には、老人福祉費で152万の減は、人員の異動やと、こういうふうにおっしゃいましたけれども、どの課がどういうふうに異動したのか、それも答えていただきましたかったんですが、お答えなかったんですけれども、私は最近、高齢者の方がとても多くの相談を寄せてくださって、大変だなあと生活を見るときに思うんですけれど、ヘルパーさんに連絡をしたいと思っても、昼間はヘルパーさんがいなくて、電話をかけると違う課の方が出てきて、ヘルパーさんに連絡しときますと、こういうような状況があったんですが、つい10月ぐらいからかなあ、ヘルパーさんが1人必ず1日事務の仕事をするということで、ヘルパーさんの特別の部屋が下につくられていますけども、あそこで待機してくださるようになって、ほんとに助かってるんです。

ただ、そういうことであるとするならば、1人ヘルパーさんが外に出ていくことができないわけですから、先日も一般質問でもほかの方も質問されましたけれど、高齢者へのサービスをする、家庭生活での援護をする、

在宅の寝たきりのお年寄りの介護をするお手伝いをする、そういうような状況を助けていく泉南市の行政として取り組んでいるヘルパーさんの実態が、現実には1人事務でそういう大量にふえてきた要望をこなしていくためには、いろいろ登録のヘルパーを派遣するための実務もせなあかんし、ケースもきちっと整理もせなあかんし、そういうことになってくると、プロのヘルパーさんがそこにおいて事務処理をするということは、1人外へ出るのが少なくなるということですからね、私はやっぱりこれに合わせて、当然ヘルパーさんの増員を行っていくべきだと思うんですね。

それにことしも採用はなかったし、来年に向けてもヘルパーさんの採用はないんだと。登録ヘルパーで間に合わそうとしてるんかどうか、その辺は知りませんが、きちっとした体制を整えて高齢者サービスに取り組むべきだと、こう思います。この辺についても、ちゃんとした市の考え方を示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、塵芥処理費のところでは、あと体制はまたお答えしていただいたらうれしいんですが、資料を取りに行ってきたと思うんですけど、来年度から、プラスチック製品のペットボトルの収集を9年度から実施すると、こういうことでしたけれど、体制がどうなっているのか、これではよくわかりませんので、今お答えもなかったんですが、その点についてきちっとした体制を組み込んでいけるような状況は、もう原課では論議なされているのかどうか。プラスチック製品はごみの総量からいいますと、かなりの――3割以上、4割ぐらいにもなると言われてますけれどね、ごみの中の。そのうちのペットボトルだけは9年度から実施すると、こういうことでしたけど、それ以外のプラスチック製品についてもどのように対応されていくのかということも、加えてお答えを下さい。

それから、もう1点は、学校の施設整備費の問題ですが、空調ですね。空調の施設を各学校に1年に1カ所ずつということで工事をされると、そういうことですが、学校の施設というのは、ほんとに不十分な点がいっぱいあると思うんですね。特に、信達小学校は以前にも私、議会でも取り上げさしていただきましたけれども、お便所の問題なんかが、男子生徒のお便所がお水が一日じゅう流れっ放しにしておかないと、便器の中に入っていない、きれいにすることができないと。ブッシュ式で水洗式に完全なものになってないという状況があるんだということで取り上げさし

ていただいたら、1階の部分だけは少し改善されたようですけどね。

しかし、先ほどから問題提起された0-157の問題でも、結局こうした不潔なことをそのまま放置していくことによって、子供たちに与える影響というのは、とても大きいと思うんですね。だから、こういう点ではちゃんとした改善をしていくべきだと、こう思います。

それから、国連の子どもの権利条約からいってもということで、先日もこういう教職員組合の執行委員長の方からもお手紙をいただきました。各議員全員に送られたそうですけれど、ここにも書いてますが、今の生活実態、私たちの文化生活、当たり前前の生活実態の中には、夏には暑いからやっぱりクーラーを入れると。冬には寒いから暖房機を部屋に設置すると。これは普通の家庭状況の中で、学校の子供たちだけが冷暖房設備もないようなところに、前近代的な中で教育を受けなくてはならないと、こういう状況は余りにもひどいではないかと。子どもの権利条約からいってもということで、やっぱり子供たちを守るという点からいって、普通の生活の実態が学校だけでこういうふうに冷たいところ、寒いところや、暑いときに冷房もないと。こういうようなところでは、子供たちの肉体を守る環境そのものが昔と今とはやっぱり違ってきてるから、今の時代に合わせたものにせねばならないんじゃないかなと、こう思います。

だから、せめても保健室だけには、夏場にはまあとりあえず冷房を設備するべきではないかなと、私はこういうふうに思うんですが、そういう点でぜひお答えください。

議長（山内 馨君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

先ほどは失礼しました。清掃課の職員でございますけども、全部で課長を含めて52名でございます。

それから、ペットボトルの収集でございますけども、平成9年度4月より実施の方向というんか、職員組合と検討委員会を設けて実施の方向で検討しております。その実施の方向も、現体制で協力をお願いして実施の方向で検討さしてもらってるということでございます。

それから、その他のプラスチックといいますのは、それは先ほどの答えの中にもありますけども、容器包装リサイクル法というのが制定されてから、その全部の分別については平成12年度ということになっております

ので、それに向けていろいろ検討している最中でございますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（山内 馨君） 東企画広報課長。

市長公室企画広報課長（東 三郎君） それでは、広報のことについて御答弁を申し上げたいと思います。

内容について一定の評価をいただいたことに対しまして、心からお礼を申し上げたいというふうに考えております。

穴をあけてバインダーでつづれるようにという御趣旨の御提案であったかというふうに考えておりますけれども、穴をあけますと、ほんのわずかでございますが、穴をあける分、スペースが狭くなる問題もございますし、その辺は一度検討をさしていただきまして、やっぱりつづれる方が市民にとっても便利であるというのは、私どもも理解はできますので、検討さしていただきたいというふうに考えております。

それと、もう1つ、バインダーの件でございますけれども、各市いろいろやっておられるというのは、私どもも伺っております。その中で市単独でやっておられるとことというのは、数が少ないんじゃないかというふうに考えております。それぞれ市内の業者さんからスポンサーになっていただきまして、以前回覧板のバインダーがあったような状況を各市が採用するように思われますので、それも一度調査さしていただきまして検討さしていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

以上です。

議長（山内 馨君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） ホームヘルパーの体制の問題でございますけれども、単純に今の状況の中で人員増ということはなかなか難しいという状況にあるんじゃないかと。やはり考えられますのは、1つは事務処理の合理化と申しますか、やはり原課でもってその辺の検討を我々サイドとしてはお願いしたいと思うことが1つ。

それと、正職の数の11名と申しますと、これは正職員の数としては府下でも決して少なくはないと、そういうふうに私どもは認識してございます。そういう中で、やはり24時間体制とかいろんな諸課題はあるとは思いますが、こういう課題につきましては、やはり正職だけでなしに、地域

全体でどういうふうにやっていくのかという御検討をお願いするのがまず第一ではないか、そういうふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（山内 馨君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 学校施設の空調設備について、せめて保健室だけでもというお話でございました。

まず、空調設備を教育施設に設置するに当たりましては、国庫補助の対象、これを優先させていただきまして、保健室以外にも図書室とか音楽室、理科室、家庭教室、また管理棟であります職員室、校長室、これらに設置をしてきておるところでございます。今年度につきましては、3校園に実施をいたしておるところでございます、今後とも全校園にわたりまして、できるだけ早期に空調設備については設置をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

〔松本雪美君「施設の問題。おトイレ」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 山内教育総務部長。

教育総務部長（山内 洋君） 学校のトイレについては、近代的ではないという部分も確かに見受けられるわけございまして、古い建設年度の学校につきましては、おっしゃっていただきましたように、水は常時流さなければならぬというような状況のトイレもございます。これについては、あけ締めさえすれば常時流さなくてもいいわけでございますので、学校の方に定期的に放水をしていただくというふうな指導もしてまいりたいというふうに思っております。何分プッシュボタン式の設備に変えますには相当の費用もかかりますので、近代的ではないということではございますが、衛生面では十分注意をしまいたいというふうに思っております。

議長（山内 馨君） 松本君。

6番（松本雪美君） 先ほどちょっと1点だけ言い忘れたんですが、図書館の図書費の件ですけれど、前期の分では、前年度の残りとかいう形でも、新刊が入ってきたりというような場合がたくさんあるんですが、後期に入ると全然本が買えないような状況になってしまうということで、図書館員さんも嘆いておられましたけれども、限定版やとか予約がふえたとかリクエストがふえてそれを買えないとかいうことで、最低限これだけ、350万ということですが、これでは余りにも少な過ぎると。せめてあと1,

000万つけるべきやと、私はそういうふうにならずずっと要望してたんですが、とても残念でなりません。これだけでは不十分だということを指摘しておきます。

それから、おトイレの件も、学校に何カ所がおトイレありますけれどね、せめて1年に1カ所ずつでも改善していくという方向で取り組むような姿勢をぜひ示していただきたいと思うんですよ。やっぱり家庭でも、どんな公共施設でも、おトイレがきれいだということは、私たちの生活の中の文化レベルを見るときが一番物差しになる場所だと、こう思います。ぜひ子供たちにもいい環境を与えてあげていただきたいと。せめて1年に1カ所ずつでも改善していくと、そういう方向をぜひ考えてください。

それから、ヘルパーさんの問題ですけれども、市の職員でヘルパーさんのおる市というのは泉南市は多いと、こういうふうにおっしゃってますけれども、こんな当たり前の話であってね、多いからよう頑張ってきたんやという成果があらわれてるんじゃないですか。ほんとにここ数年間でヘルパーさんの努力もあって、多くのひとり暮らしのお年寄りの方がとても喜んで生活を支えていただいていると、こういういい面は私は評価したいし、これからももっと充実させていくという点で、軽く、安くではなくて、ほんとにいいサービスができるという方向でちゃんと責任をもって仕事のできる体制をつくっていただきたいと、こういうお願いをしておきます。

これだけにしときます。要望にしときますので、よろしくお願ひします。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時40分まで休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時44分 再開

議長（山内 馨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、議案第5号 平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第5号、平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

議案書67ページをお開き願います。平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ86万8,000円を追加し、48億944万1,000円から48億1,030万9,000円とするものでございます。その内容は、職員異動に伴う給与費及び共済費の補正でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

3番（小山広明君） まあわかっておると思って説明をしとると思うんで、あえて問わない方がいいんかもわかりませんが、やっぱり収入のことは、ちゃんと議事録にも残りますし、後で読んでもわかるようにきちっと財源については説明をいただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 今回、国民健康保険事業特別会計の補正予算で、先ほど助役が説明いたしましたように、今回4月1日からの職員の異動に伴う人件費の所要額をお願いするものでございまして、歳入につきましては、一応雑入で86万8,000円を計上させていただいております。

以上でございます。（小山広明君「雑入というのはわからんでしょう。だれがわかるんや。どっか落ちとるんかいな、金が。雑入の中身を」と呼ぶ）

雑入の中身の説明でございますか。——現在のところ特定財源で、税とかそういった国費とかいう財源がございませんので、今回雑入という形で補正予算をさせていただいたということでございます。

〔小山広明君「答弁になってへん」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。

3 番（小山広明君） これ、わかったもん同士がしゃべっとるみたいな議論になっとるんやけどね、やっぱり税で取るのか一般会計から補てんするのか、何か財源があるでしょう、財源が。じゃ、この金、払うときにどの金を払うんですか。予算組んだるわけでしょう。当初はプラ・マイ・ゼロで組むわけでしょうが、当初予算なんかは。こんだけ追加になったら、金をどっかから持ってこなあきませんがな。そういうものはちゃんと普通の市民も——我々も議員になるまでは普通の市民ですから、わかるようにちゃんと説明をしていただきたい。その中で議論ができるわけですからね。何なんですか、この雑入という扱いは。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） この雑入について御説明申し上げます。

この雑入につきましては、現在雑入という形で補正に対応させていただいておりますけれども、最終は給与費という形で一般とか——最終決算の段階ですけれども、済んだ段階で給与費の繰り入れであるとか、そういった形で措置していただくと、こういうことでございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3 番（小山広明君） いや、給与費として出すということは、その給与費として出すのは、一般会計からもらうということをするわけ。そういうことであれば、ちゃんとそれを言うてもらわんと。そしたら、一般会計からこの金は繰り入れるということやね。一般会計からの国保への繰り入れは、これだけプラスされるという理解でいいんだね。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） この給与費については、最終的には一般会計からの繰り入れの方でお願いするということでございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 国保は先ほどの監査委員の報告の中にもありましたけども、8億ほど一時運用して予算執行しとるわけなんですけど、給与分だから一般会計から繰り入れるということですから、そうすると現在まで一般会計からの繰り入れ分に今回提案されたこの金額がプラスされるというような理解でいいんですね。そういうこと、よろしかったらよろしいということをはっきり言ったら、僕はそれで結構ですけど。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） そのとおりでございます。

議長（山内 馨君） よろしいですか。

〔小山広明君「はい、僕はいいです」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど一般会計の歳入歳出、かなり突っ込んだ論議が約2時間にわたって展開されたわけですが、この中ではいわゆる国保会計に繰り出す86万8,000円、どこかに計上されてますか。

議長（山内 馨君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） 繰り入れの部分につきましては、まだ本年度、平成8年度分の繰り入れをお願いする部分すべて出ておりませんので、また後ほど繰り入れの補正をお願いすることになると思います。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） いわゆる財政ですね。これは会計というのは、やっぱり収入の裏づけのあるものを明確に出していただかないと、架空財源を計上してしゃあしゃあとしているようなことではぐあい悪い。今の段階では架空財源やということは今答弁してるわけですからね、これはわずかの額であろうとも、こんな予算計上の仕方というのはあり得ないわけで、これはまさに地方自治法、地方財政法でいえば非常に問題のある歳入の提案の仕方だ、こういうふうに思います。

その辺は、やっぱり財源的な裏づけですね。ましてや義務的経費、人件費ですから、これは支出しないというようなわけにはいかないわけですから。企業会計なんかであれば、足らず分の赤字を赤字のまま計上するということはあり得ることなんですけど、これは一般会計で、しかも人件費ですから、出さんというわけにいかんわけですからね、これはやっぱりはっき

りした財源ですね、これをお示しいただいて提案されないと、架空財源のまま提案するということは、これは法的には認められない、こういうふうに考えますが、どうでしょうか。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 先ほどこちらの方からお答えさしていただきましたけども、この段階では国保会計としましては、歳入としては、最終的に数字を調整するといったこともありますので、現在雑入でいかしていただいたと、そういうことでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） すべて財源を明らかにされた上で提案をされると。まだそこまでいってないわけですから、財源確保の見通しもないのに予算を提案するということは、これはあり得ないことですから、これはちょっと財政処理の問題ということでお答えをかわってしていただいた方がいいんじゃないかと、こういうふうに思うんですが。

議長（山内 馨君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） この予算科目のあり方につきましては、今後やっぱり検討する必要があるかと思いますが、この分につきましては、一般会計から最終的には繰り入れをしたいと、このように思います。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） まあ額は少ないですから、専決をされて後で報告案件ということで出してこられるんだったらわかるんですが、議案ということで提案されている以上、確たる財源的な裏づけをお示しになって提案をしてこられないと、これは違法ではないかというふうに思うんですが。架空財源ですから、架空財源を示して予算を提案してくるなんてというようなことは、これはあり得ないことでしょう。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 予算の調製の過程で、今後一般財源を充当していくということで担保をしておりますので、そういったことで御了解を願いたいと考えております。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 担保を予算の上でしていただかなければなりません

がな。どこで担保してるかということを確認に、例えば一般会計の中でここでちゃんと担保してるんだと。繰り出しの根拠をちゃんと明確にしているんですと。予算の審議やってるんやから、繰り出す以外にないわけですから。そしたら、一般会計の中へ担保づけをはっきりしとかなければなりません。どこからも出せないですよ。これはいつ執行するんですか。予算の審議してるんですから、予算の中で担保してない金をどこから出すんですか。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 予算担当の助役といたしまして、一応3月に計上するというので担保しておりますので、その分で御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） それはあなたの腹つもりであって、予算の上に明確な根拠づけをしてなければ出せないでしょうと言うてるんです。この議案を出さんと、専決をしてこられて、そして後、報告案件ということでお出しになれば、これは手法としては私は納得できますけれど、確たる財源の根拠もないのに——予算の上です。この予算の上で何もないわけですよ。そういうやつを全部理事者にお任せすると、86万8,000円。わずかですけども、そういうわけには議会はいきません、根拠を明確にしてくださいかな。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 今の歳入の雑入について、ちょっと御説明させていただきます。

実は国民健康保険特別会計の当初予算上でも、この平成8年度編成するときに歳入の中で雑入という形で、今までこの補正前の額で5億4,541万4,000円計上しております。ですから、当初予算のときに財源が不足する分について、ある程度雑入という形で編成させていただきました。そして、今回もこの分について、財源としては当初と同じ考え方で雑入の方でお願いしたいと、こういうことをございますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） それは当面の3カ月以内の人件費、義務的経費の支

出にかかわって、一借とかそういう金を補てんしてはりますがな。担保根拠ありませんがな。

議長（山内 馨君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 今回の議員御指摘の一時借入金の関係でございますけど、これは実は一時借入金といいますのは、あくまでも要するに資金繰りといいますか、例えば何月期に歳入と歳出を見まして、歳入が不足するという場合は一時金になってますけども、ただ、予算編成上は一時借入金というのは歳入の方には計上できないということになっております。ですから、国保の方では雑入で要するに予算を計上さしていただきまして、プラス・マイナス・ゼロにさしていただいていると、そういうふうに編成しておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

〔和気 豊君「最後に」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 財政法上、それでよろしいですね。それだけちょっと財政担当助役さんにお伺いしたい。架空財源の計上をそのまま了としていいですね。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどから谷部長も説明しておりますように、従前からこういう形に取り組んでおります。今、御提案が、いろいろ問題提起もございました。今後、そのあたりは一度制度的に考えてまいりたいと思いますが、今回につきましては、一応従前のこの形で今の内容で実施していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 議長ね、今の答弁でもわかりますように、今後善処していきたいという問題ではないんですよ。今回提案されているこの提案の中身に、財源的な裏づけがあるようには思えませんよと。そのことについては、財政手法上問題ないんですかと。その辺、私よくわかりませんので、お教えをいただきたいなというふうに思います。

〔嶋本五男君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 議事進行上、ちょっと議長に御配慮願いたいと思

ます。

ただいま和気君の方から提案されてる問題なんですけれども、今まではこの方法でやられてたということは私理解できるんですけれども、しかし、このように架空財源でやられてるということがテーブルに上がった以上、一たん一定の見解を理事者の方で出されるために、休憩して一遍まとめた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、議長の方で御配慮願いたいと思います。

議長（山内 馨君） それでは暫時休憩します。

午後 4 時 7 分 休憩

午後 4 時 34 分 再開

議長（山内 馨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。和気君。

13番（和気 豊君） 先ほどの答弁にもありましたように、過去の予算処理上の事例にもかんがみ、それを踏襲してやってきていると、こういう点でもありますし、しかし、だからといって財政法上、それが適切であるかどうかということについては、私自身もまだ十分に納得できない。今後、勉強していきたいと思えますし、理事者におかれましても、その点この処理が適切なのかどうかよく御検討いただいて、間違いのない、適切な対応を今後お願いする、こういうことを意見として申し述べて、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（山内 馨君） ほかがございませんか。———ないようでございますので、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明20日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明20日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。

午後4時36分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 山 内 馨

大阪府泉南市議会議員 角 谷 英 男

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳